

**三芳町障がい者福祉計画
第5期三芳町障がい福祉計画
第1期三芳町障がい児福祉計画
(素案)**

(平成30年度～平成32年度)

平成30年 月

三芳町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 計画の対象と範囲	5
5 計画策定までの流れ	6
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
1 障がい者数等の推移	9
2 実態調査の結果	15
3 団体ヒアリングの結果	24
4 施策の実施状況	28
5 取り組むべき主な課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の理念	39
2 計画の目標	40
3 施策の体系	41
第4章 施策の展開	43
基本目標1 情報・相談・権利擁護の充実	45
基本目標2 生活支援サービスの充実	48
基本目標3 保健・医療体制の充実	51
基本目標4 障がい児支援の充実	54
基本目標5 社会参加への支援	57
基本目標6 安心・安全な生活環境の整備	60
基本目標7 地域福祉の推進	62
第5章 障がい福祉サービスの推進 （第5期三芳町障がい福祉計画・第1期三芳町障がい児福祉計画）	65
1 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	67
2 地域生活支援事業の見込み量と確保策	73
3 平成32年度の目標値	76
4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	79
第6章 計画の推進に向けて	81
1 計画の推進のために	83
2 計画の点検と評価	84

資料編	85
1 三芳町福祉計画策定審議会条例	87
2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿	89
3 策定経過	90

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

三芳町では、平成12年3月に、保健・医療・福祉の総合計画として「三芳町福祉計画 ぬくもり・ささえあい・みどりのハートフルプラン」を策定し、高齢者・児童・障がい者・地域福祉の総合的・効果的な展開を進めてきました。また、平成19年3月には障害者自立支援法（現「障害者総合支援法」）に基づく「障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの確実な提供と質の向上に取り組んできました。

その後数度の改定を経て、平成27年度には、障害者基本法に基づく障がい者施策全般の基本的な方針を定める「障がい者福祉計画」と障害者総合支援法に基づく必要な障がい福祉サービスの量やその確保の方策等を定める「第4期障がい福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある方も安心して暮らせるまちづくりを展開してきました。

この間、国では、平成28年4月から障害を理由とする差別の禁止、合理的な配慮の提供義務などを定めた障害者差別解消法が施行されており、あらゆる分野において障害のある人の権利の保障、人権擁護の観点の強化が求められています。

また、第5期障がい福祉計画策定に向けた国の指針では、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きや、精神障がい者支援の充実のほか、障がい児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務づけています。

このたび、町の障がい者福祉計画、第4期障がい福祉計画が計画期間満了を迎えます。町では、国・県の動向や各種制度の改正、障がいのある方のニーズの変化等に的確に対応し、障がい者福祉施策の一層の推進を図るため、「三芳町障がい者福祉計画・第5期三芳町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定します。

【障害者施策をめぐる近年の動き】

「障害者総合支援法」の
施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。これまでどおり、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障害福祉サービスなどの対象となる障害者の範囲に難病患者なども含まれることも定められました。

<p>「障害者雇用促進法」の施行</p>	<p>これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がい者を理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障害者を加えることなどが盛り込まれました。平成 28 年 4 月 1 日施行。平成 30 年 4 月からは法定雇用率算定に精神障害者も加わります。</p>
<p>「障害者差別解消法」の施行</p>	<p>平成 28 年 4 月施行。正式名称は「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。</p>
<p>「難病医療法」の施行</p>	<p>平成 27 年 1 月施行。正式名称は「難病の患者に対する医療等に関する法律」。この法律においては、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています。また、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大するとともに、相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実することなどが定められています。</p>
<p>「発達障害者支援法」の改正</p>	<p>平成 28 年 5 月成立。自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を 10 年ぶりに見直す改正法であり、発達障がい者の定義と発達障がいへの理解の促進、発達生活全般にわたる支援の促進、発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等、発達障がい者が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。平成 28 年 8 月 1 日から施行。</p>
<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立</p>	<p>平成 28 年 5 月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成 30 年 4 月 1 日から施行。</p>

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に定めたものであり、町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

この計画は、三芳町第5次総合計画の部門計画として位置づけるとともに、町の他の関連計画と整合を図ります。また、発達障害者支援法、障害者雇用促進法など関連法を踏まえたものとしします。

《障害分野の各計画について》

障がい者計画

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障がい者計画は町の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障がい児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

3 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象と範囲

この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

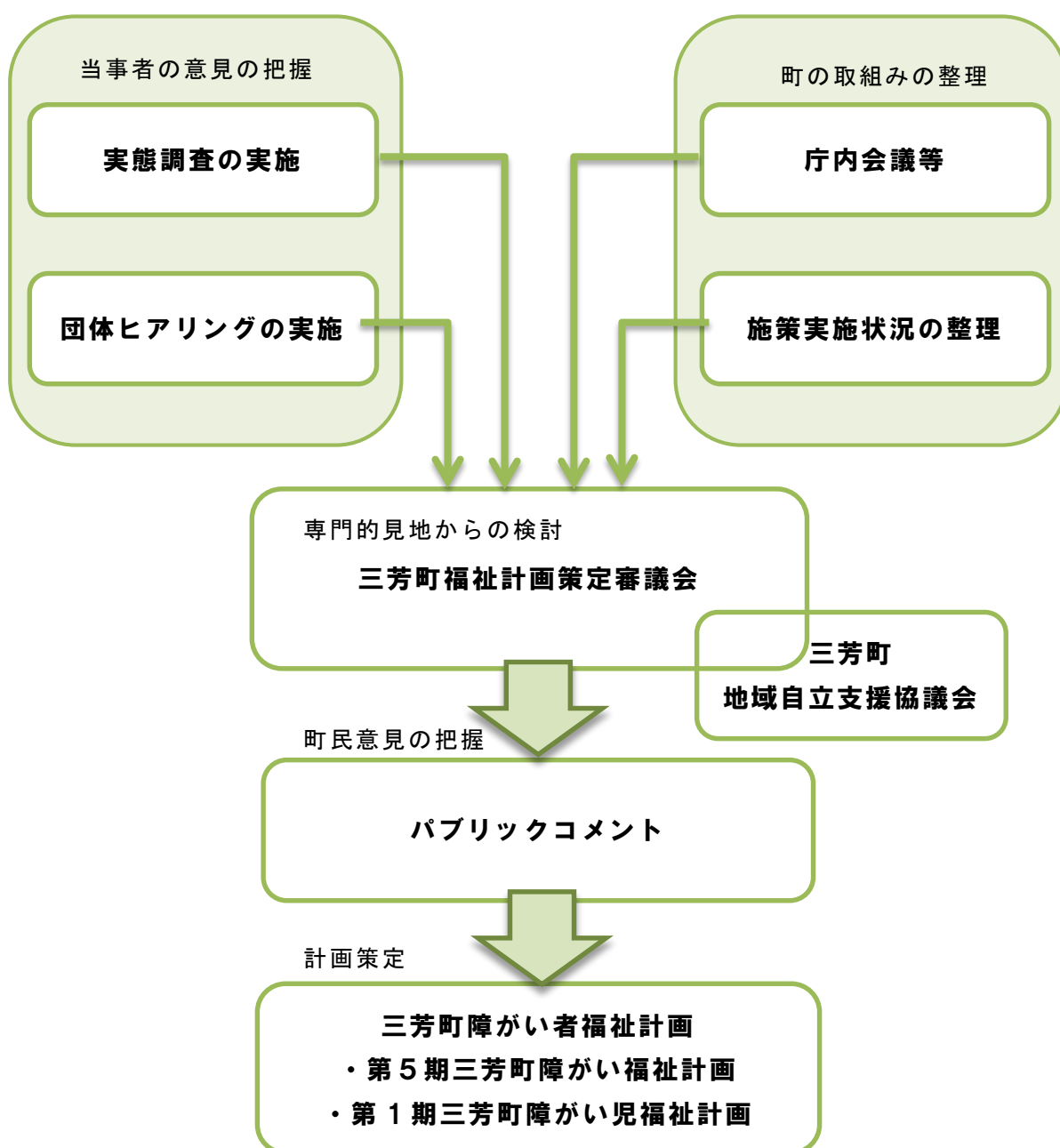
5 計画策定までの流れ

計画の策定に先立ち、実態調査や団体ヒアリングを実施し、当事者や支援者の方の意見を把握しました。

実態調査結果や町の施策の実施状況等を基に、医師・社会福祉施設長・住民代表等で構成された三芳町福祉計画策定審議会において、今後の取組みの方向性や重点などが幅広く審議されてきました。

また、計画策定の過程で、パブリックコメントを実施し、広く町民意見を反映して策定されています。

《計画策定までの流れ》



第 2 章

障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

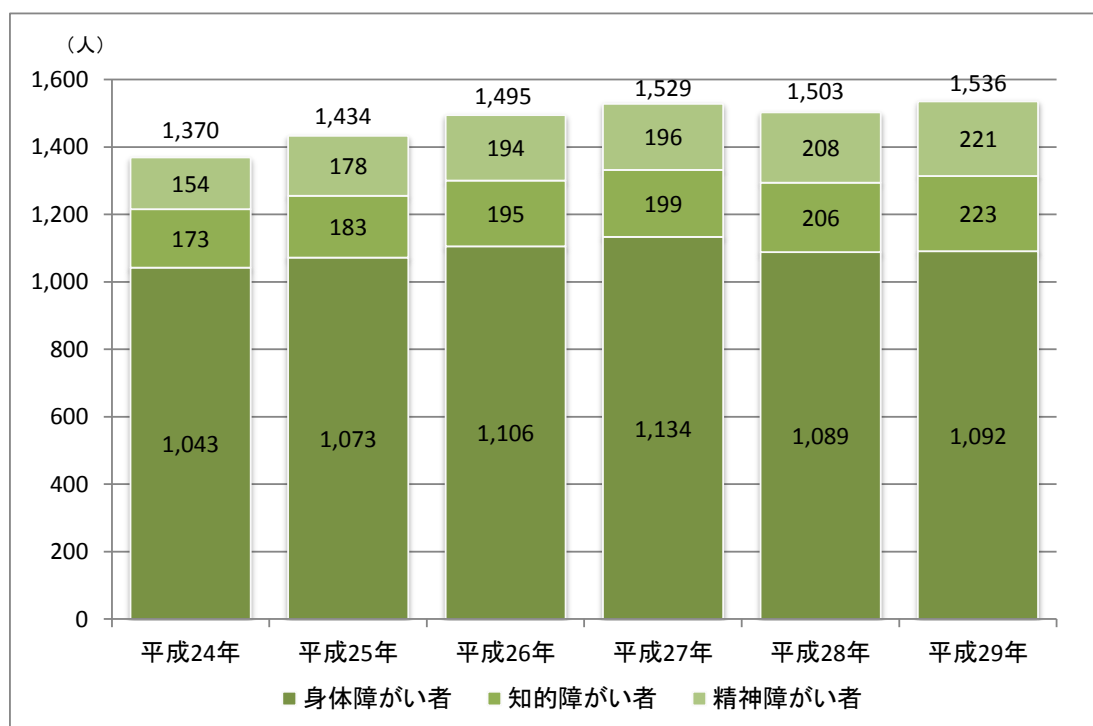
1 障がい者数等の推移

(1) 人口と障がい者数

町の障がい者手帳所持者数（平成29年3月末日現在）は全体で1,536人、その内訳は身体障がい者が1,092人、知的障がい者が223人、精神障がい者が221人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障がい者は2.84%、知的障がい者は0.58%、精神障がい者は0.57%となっています。ここ数年、身体障がい者は横ばいですが、知的障がい、精神障がいでは、年々穏やかに増加する傾向が続いています。

障がい者手帳所持者数の推移



(単位:人)

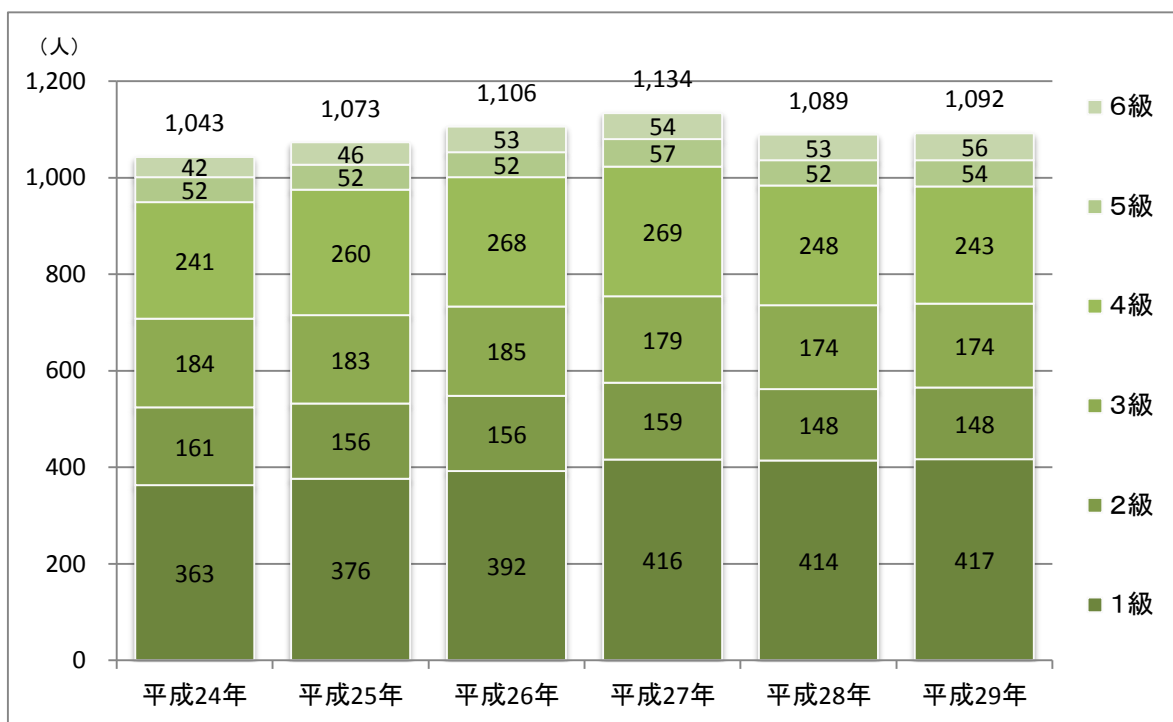
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障がい者	1,043	1,073	1,106	1,134	1,089	1,092
総人口比	2.74%	2.80%	2.89%	2.97%	2.84%	2.84%
知的障がい者	173	183	195	199	206	223
総人口比	0.45%	0.48%	0.51%	0.52%	0.54%	0.58%
精神障がい者	154	178	194	196	208	221
総人口比	0.40%	0.46%	0.51%	0.51%	0.54%	0.57%
合計	1,370	1,434	1,495	1,529	1,503	1,536
総人口	38,054	38,323	38,263	38,218	38,303	38,461
対総人口比	3.60%	3.74%	3.91%	4.00%	3.92%	3.99%

※各年3月末日現在、各障がい者数は手帳所持者数、総人口は住民基本台帳人口。

(2) 身体障がい者数

身体障がい者についてみると、平成 29 年 3 月末現在の手帳所持者は 1,092 人となっています。障がいの程度別の状況は、1 級が 417 人（全体の 38.2%）で最も多く、次いで 4 級が 243 人（同 22.3%）と多くなっています。平成 24 年と比較すると 1 級と 6 級の占める割合が多くなっています。

身体障がい者手帳所持者数の推移（等級別）



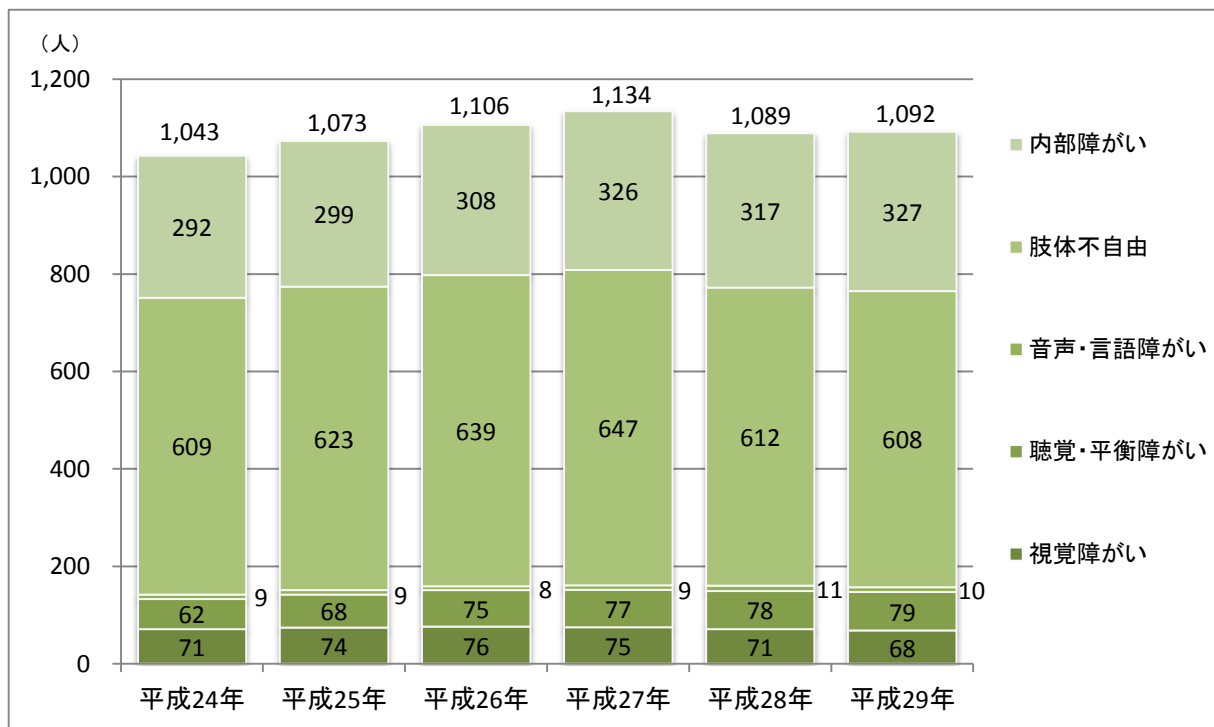
（単位：人）

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	363 34.8%	376 35.0%	392 35.4%	416 36.7%	414 38.0%	417 38.2%
2 級	161 15.4%	156 14.5%	156 14.1%	159 14.0%	148 13.6%	148 13.6%
3 級	184 17.6%	183 17.1%	185 16.7%	179 15.8%	174 16.0%	174 15.9%
4 級	241 23.1%	260 24.2%	268 24.2%	269 23.7%	248 22.8%	243 22.3%
5 級	52 5.0%	52 4.8%	52 4.7%	57 5.0%	52 4.8%	54 4.9%
6 級	42 4.0%	46 4.3%	53 4.8%	54 4.8%	53 4.9%	56 5.1%
合 計	1,043	1,073	1,106	1,134	1,089	1,092

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 608 人（同 55.7%）を占め、次いで内部障がい 327 人（同 29.9%）、視覚障がい 68 人（同 6.2%）、聴覚・平衡機能障がい 79 人（同 7.2%）、音声・言語機能障がい 10 人（同 0.9%）となっています。

身体障がい者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



（単位：人）

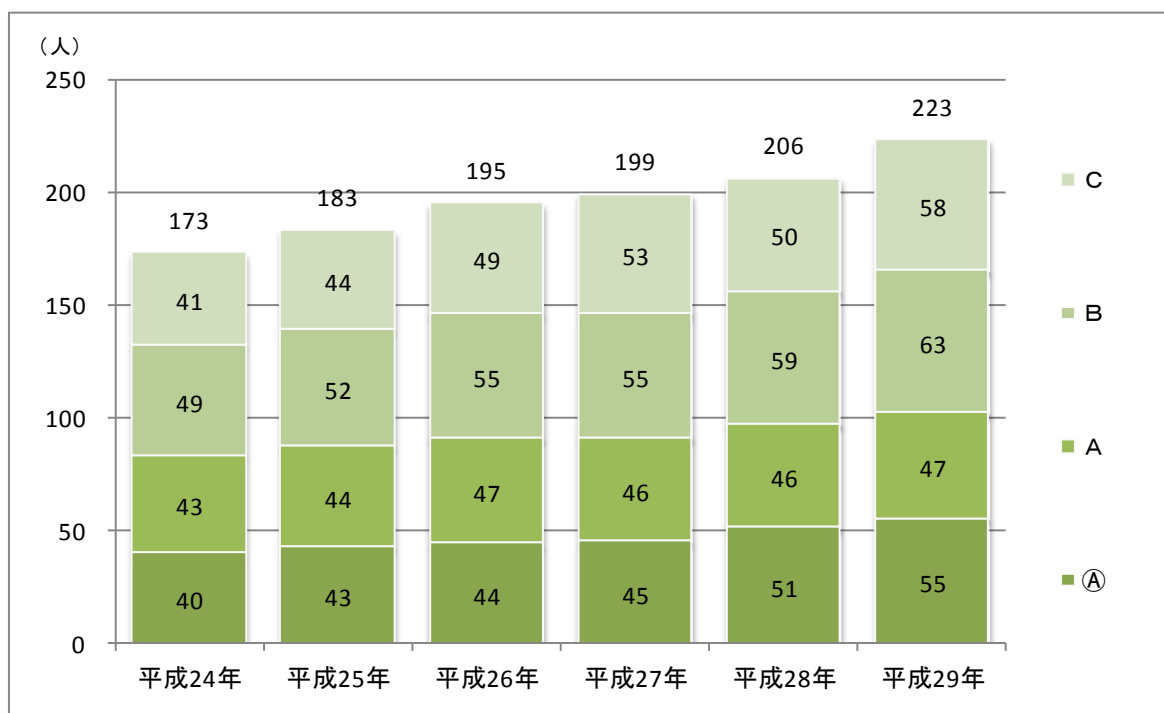
区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	71 6.8%	74 6.9%	76 6.9%	75 6.6%	71 6.5%	68 6.2%
聴覚・平衡障がい	62 5.9%	68 6.3%	75 6.8%	77 6.8%	78 7.2%	79 7.2%
音声・言語障がい	9 0.9%	9 0.8%	8 0.7%	9 0.8%	11 1.0%	10 0.9%
肢体不自由	609 58.4%	623 58.1%	639 57.8%	647 57.1%	612 56.2%	608 55.7%
内部障がい	292 28.0%	299 27.9%	308 27.8%	326 28.7%	317 29.1%	327 29.9%
合計	1,043	1,073	1,106	1,134	1,089	1,092

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。

(3) 知的障がい者

知的障がい者についてみると、平成 29 年 3 月末現在の手帳所持者は 223 人となっています。手帳の等級別では、㊤が 55 人(全体の 24.7%)、A が 47 人(同 21.1%)、B が 63 人(同 28.3%)、C が 58 人(同 26.0%)となっています。平成 24 年と比較すると、C の占める割合が多くなっています。

知的障がい者手帳所持者数の推移（等級別）



(単位：人)

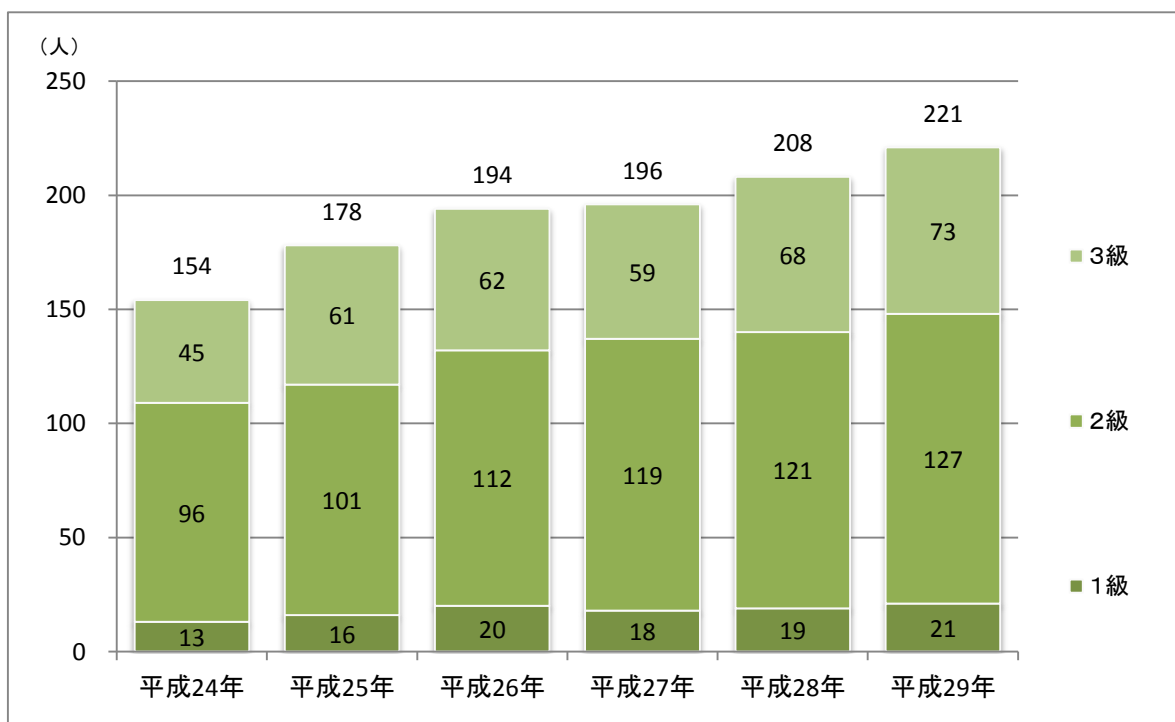
区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
㊤	40 23.1%	43 23.5%	44 22.6%	45 22.6%	51 24.8%	55 24.7%
A	43 24.9%	44 24.0%	47 24.1%	46 23.1%	46 22.3%	47 21.1%
B	49 28.3%	52 28.4%	55 28.2%	55 27.6%	59 28.6%	63 28.3%
C	41 23.7%	44 24.0%	49 25.1%	53 26.6%	50 24.3%	58 26.0%
合計	173	183	195	199	206	223

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。

(4) 精神障がい者

精神障がい者についてみると、平成 29 年 3 月末現在の手帳所持者は 221 人となっています。手帳の等級別では、2 級が 127 人（全体の 57.5%）で最も多く、3 級が 73 人（同 33.0%）、1 級が 21 人（同 9.5%）となっています。平成 24 年と比較すると 1 級と 3 級の占める割合が多くなっています。

精神障がい者手帳所持者数の推移（等級別）



（単位：人）

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1 級	13 8.4%	16 9.0%	20 10.3%	18 9.2%	19 9.1%	21 9.5%
2 級	96 62.3%	101 56.7%	112 57.7%	119 60.7%	121 58.2%	127 57.5%
3 級	45 29.2%	61 34.3%	62 32.0%	59 30.1%	68 32.7%	73 33.0%
合 計	154	178	194	196	208	221
医療費負担利用者	345	358	375	395	406	419

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度の利用者数。

(5) 就学等の状況

障がい児の就学等の状況についてみると、平成 29 年 4 月 2 日現在、町内在住で特別支援学校に通う児童・生徒は、小学部 20 人、中学部 8 人、高等部 11 人、計 39 人となっています。

また、三芳小学校、藤久保小学校、唐沢小学校、三芳中学校の各校に特別支援学級が設置されており、平成 29 年 4 月 2 日現在、小学校に 18 人、中学校に 7 人が在籍しています。

特別支援学校在籍者数

(単位:人)

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学部	14	15	17	22	24	20
中学部	8	6	6	9	10	8
高等部	18	28	28	22	16	11
合 計	40	49	51	53	50	39

※各年 4 月 2 日現在

特別支援学級在籍者数

(単位:人)

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	学級数	5	4	4	4	4	6
	在籍者数	18	13	13	13	11	18
中学校	学級数	2	2	2	2	2	2
	在籍者数	11	11	6	8	6	7

※各年 4 月 2 日現在

特別支援学校卒業者の進路

(単位:人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
進学					
就職	2		3	2	
施設入所					
作業所	2	3	4	6	2
在宅					
その他(デイケア)					
不明					
合 計	4	3	7	8	2

※各年度末現在

2 実態調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「三芳町 障がい者福祉に関する実態調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

調査実施概要

調査対象：平成29年9月1日現在三芳町在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の各手帳所持者

調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収）

調査期間：平成29年9月26日（火）～10月16日（月）

発送数：1,429票

有効回収数：808票

有効回収率：56.5%

- ・表、グラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数を示しています。
- ・百分率（%）の計算は、「n」を分母とし、小数第2位を四捨五入して表示しています。
- ・四捨五入の影響で%を足し合わせて100%にならない場合があります。

調査結果概要

（1）本人について

○年齢は、身体障がいでは70歳以上、知的障がいでは29歳以下、精神障がいでは40歳代が多くなっています。

<年 齢>

(%)

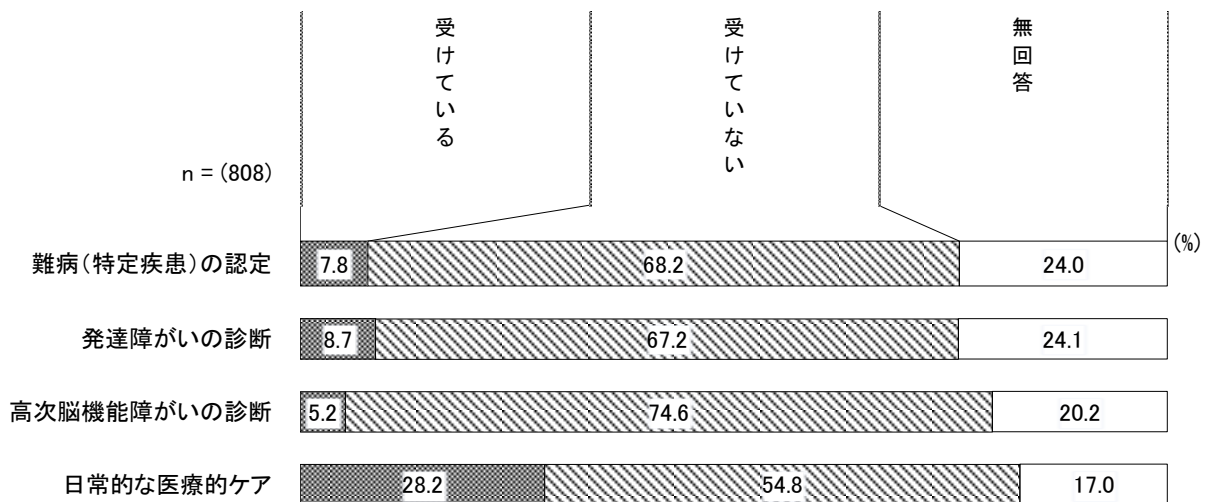
	n	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
全体	808	5.8	3.8	3.8	9.5	8.8	15.8	30.6	20.2	1.6
身体障がい	596	1.7	0.5	1.2	4.5	7.7	19.1	39.8	25.0	0.5
知的障がい	94	34.0	20.2	14.9	12.8	9.6	5.3	1.1	2.1	-
精神障がい	90	3.3	8.9	11.1	41.1	17.8	10.0	5.6	2.2	-

※網掛けは20.0%以上の数値

○難病（特定疾患）の認定、発達障がいの診断、高次脳機能障がいの診断を「受けている」人はいずれも1割未満、日常的な医療的ケアを「受けている」人は28.2%となっています。

○なお、受けている医療的ケアの種類としては、いずれの障がいも「服薬管理」が主で、身体障がいでは「人工透析」も比較的多くなっています。

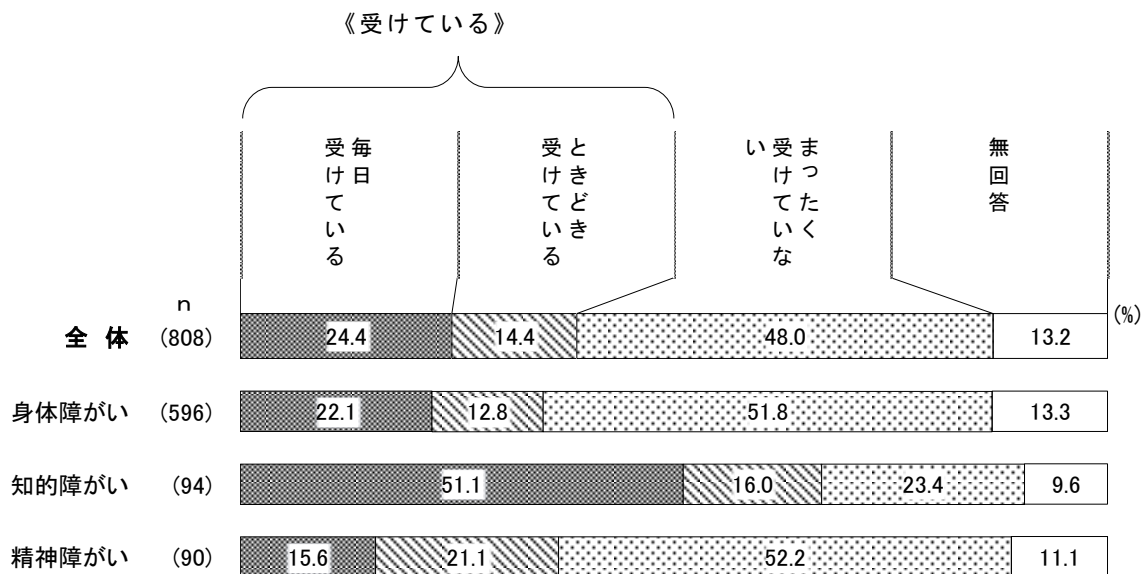
<難病（特定疾患）／発達障がいおよび高次脳機能障がい／日常的な医療的ケアの状況>



(2) 介助の状況

○日常生活の支援を《受けている》は知的障がいでは67.1%、身体障がい、精神障がいでは3割台となっています。

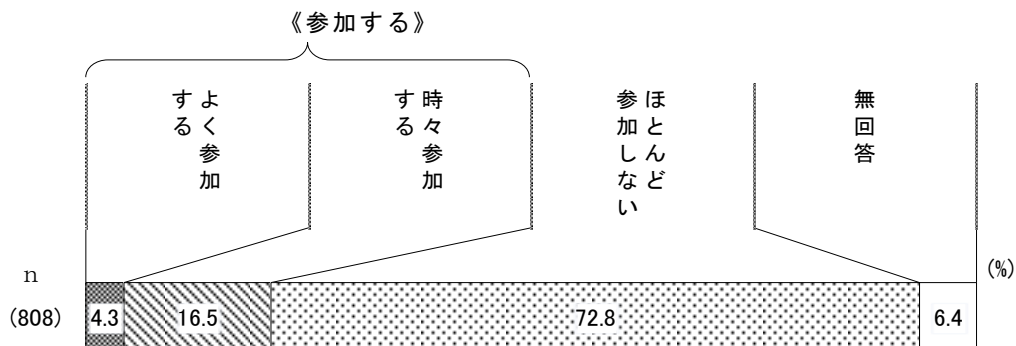
<日常生活の支援の状況>



(3) 地域活動について

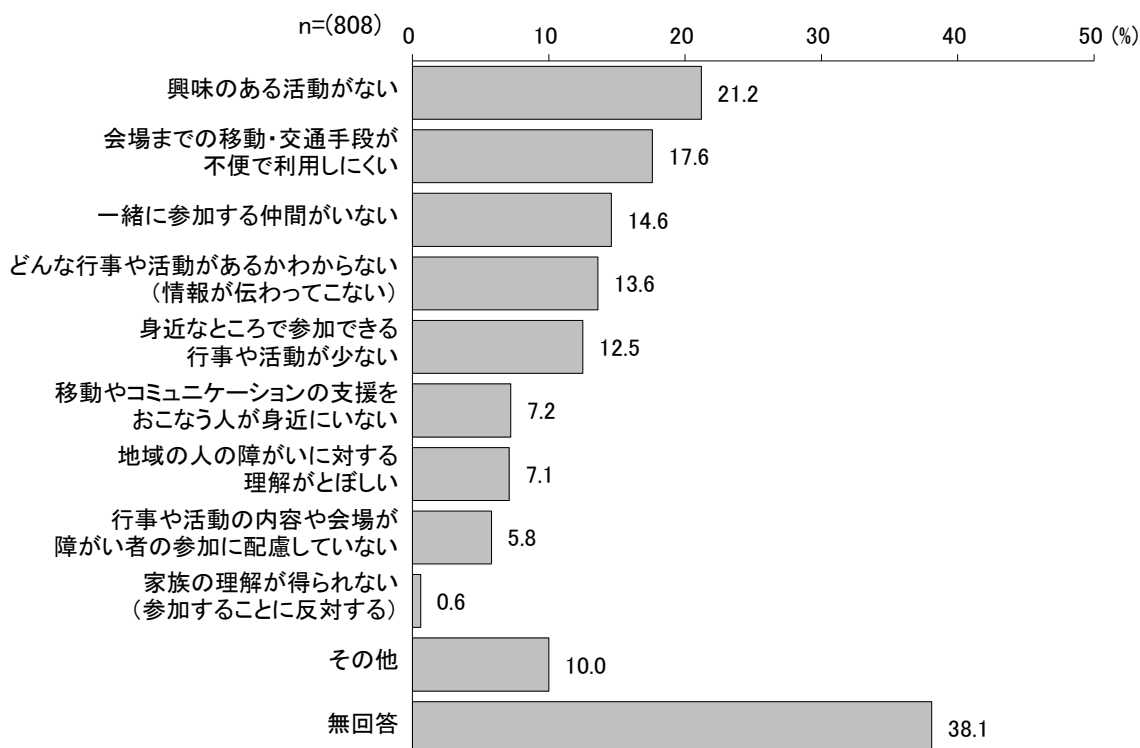
○地域の活動に《参加する》は20.8%となっています。

<地域活動の参加状況>



○地域活動に参加する場合、困ることは「興味のある活動がない」が最も多く、以下、「会場までの移動・交通手段が不便で利用しにくい」、「一緒に参加する仲間がない」、「どんな行事や活動があるかわからない(情報が伝わってこない)」、「身近なところで参加できる行事や活動が少ない」といった理由が比較的多くあげられています。

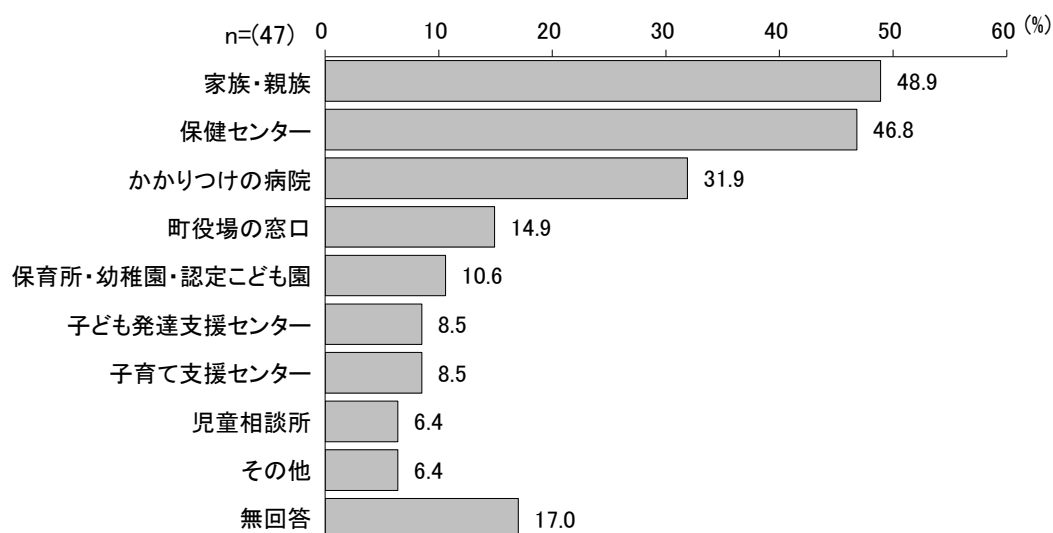
<地域活動に参加する場合、困ること(複数回答可)>



(4) 障がい児支援について

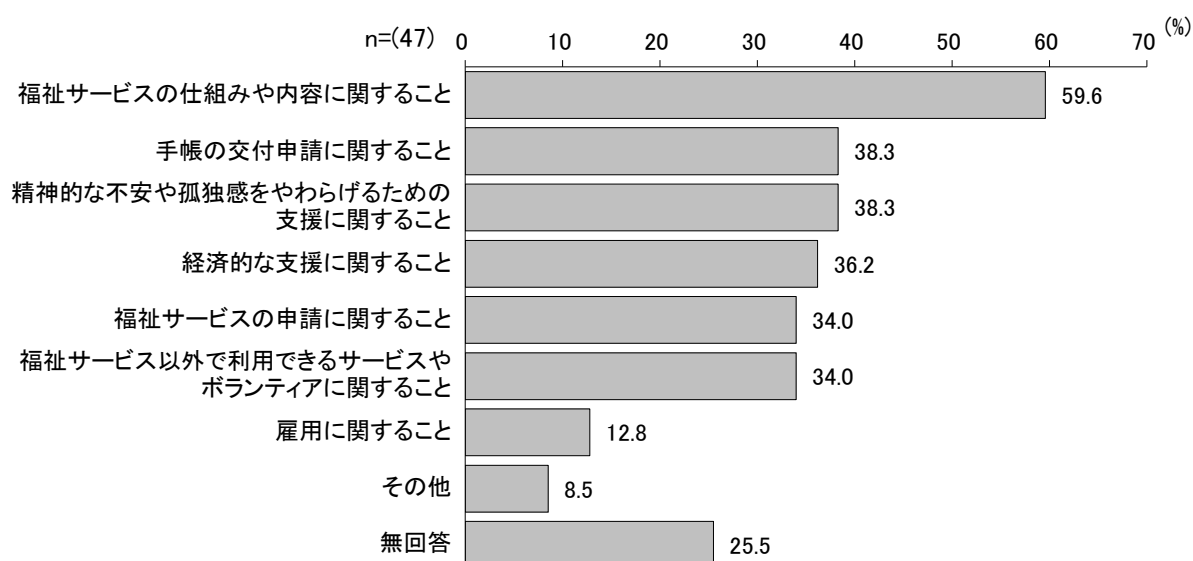
○子どもの発達の不安や障がいに気付いたときの相談先は、「家族・親族」「保健センター」の2項目が多く、「かかりつけの病院」も31.9%で続いています。

<発達の不安や障がいに気付いたときの相談先（複数回答可）>



○子どもの発達の不安や障がいに気付いたときに説明してほしいことは、「福祉サービスの仕組みや内容に関すること」が59.6%で最も多く、以下、「手帳の交付申請に関すること」、「精神的な不安や孤独感をやわらげるための支援に関すること」、「経済的な支援に関すること」、「福祉サービスの申請に関すること」、「福祉サービス以外で利用できるサービスやボランティアに関すること」が3割台となっています。

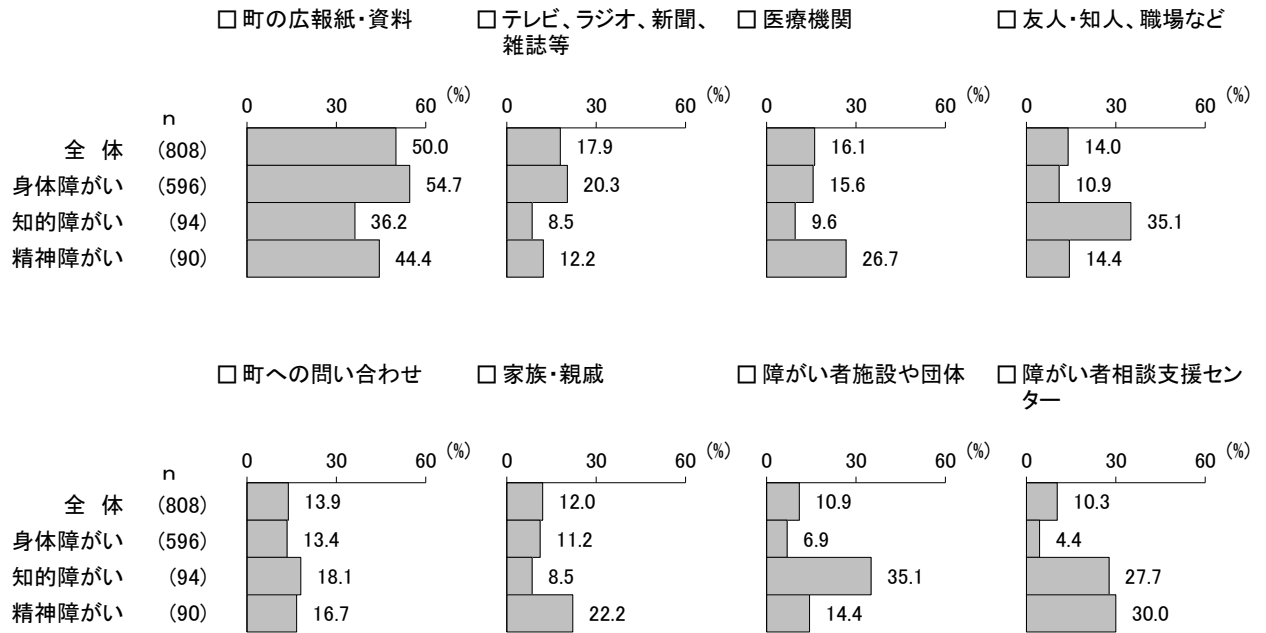
<発達の不安や障がいに気付いたときに説明してほしいこと（複数回答可）>



(5) 情報、相談について

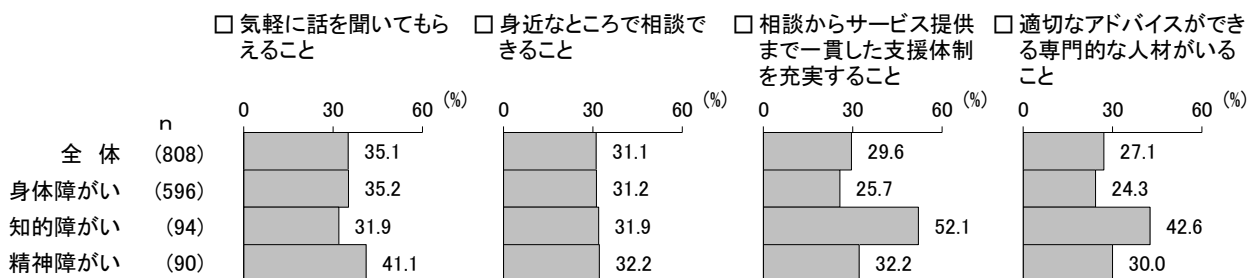
○福祉サービスなどの情報の主な入手先は、いずれの障がいで「町の広報紙・資料」が最も多くなっています。この他、知的障がいでは、「友人・知人、職場など」、「障がい者施設や団体」、「障がい者相談支援センター」、精神障がいでは「障がい者相談支援センター」、「医療機関」、「家族・親戚」が比較的が多くなっています。

<福祉サービスなどの情報の主な入手先（複数回答可—上位8項目）>



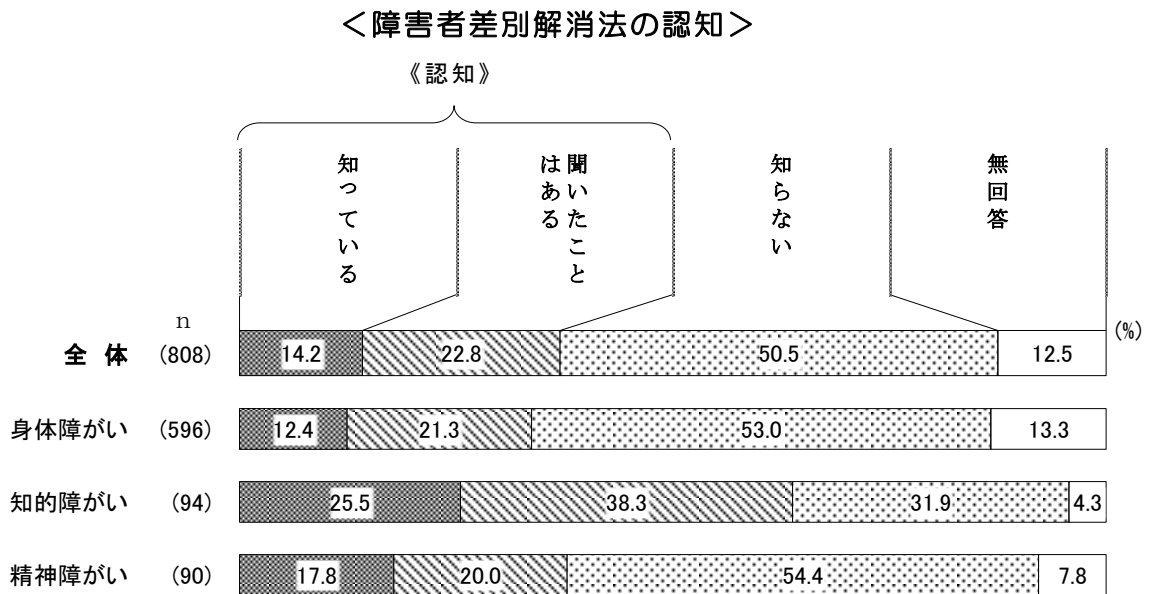
○相談機能を充実させるために必要なこととしては、「気軽に話を聞いてもらえること」「身近なところで相談できること」が多く、知的障がいでは「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」や「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」も多くなっています。

<相談機能を充実させるために必要なこと（複数回答可—上位4項目）>



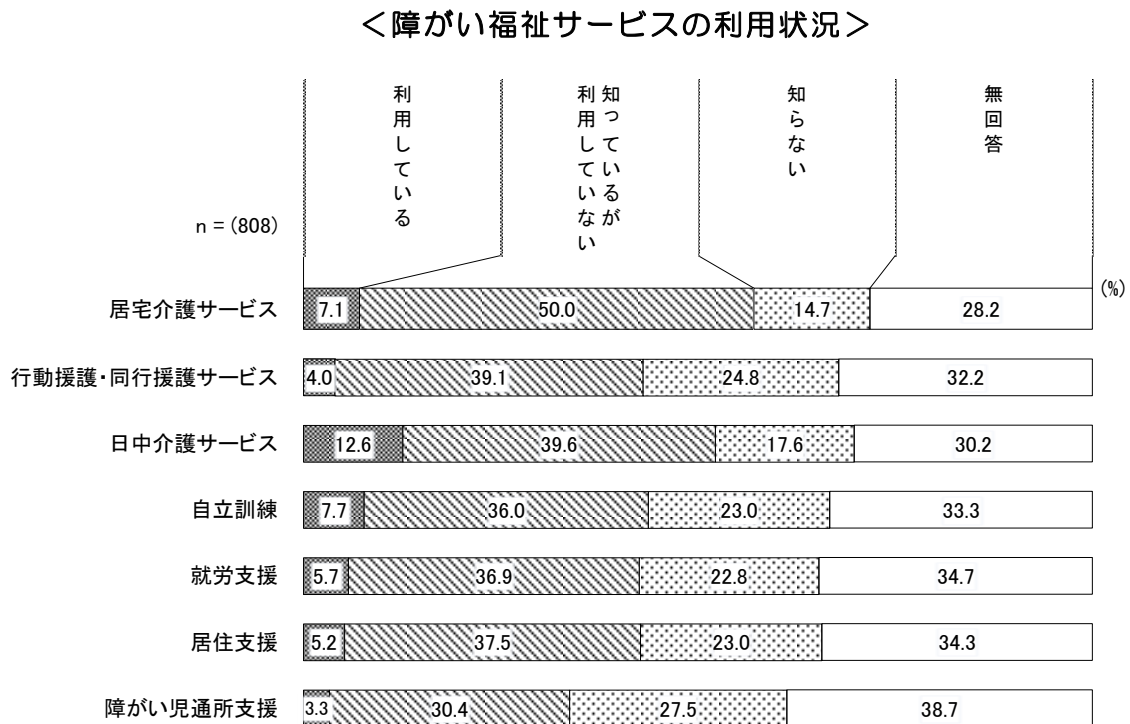
(6) 差別解消について

○平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法を「知っている」は知的障がい
25.5%と他の障がいより多くなっています。



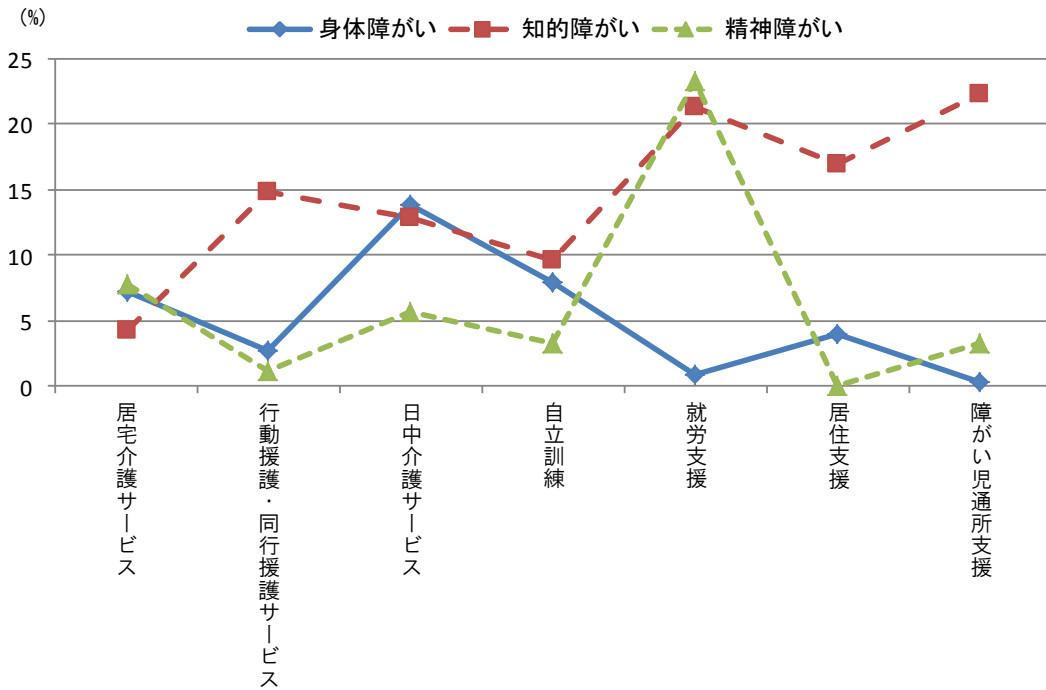
(7) 福祉サービスの利用について

○障がい福祉サービスの利用状況は“日中介護サービス”が12.6%となっています。いず
れのサービスも「知っているが利用していない」は3割以上となっています。



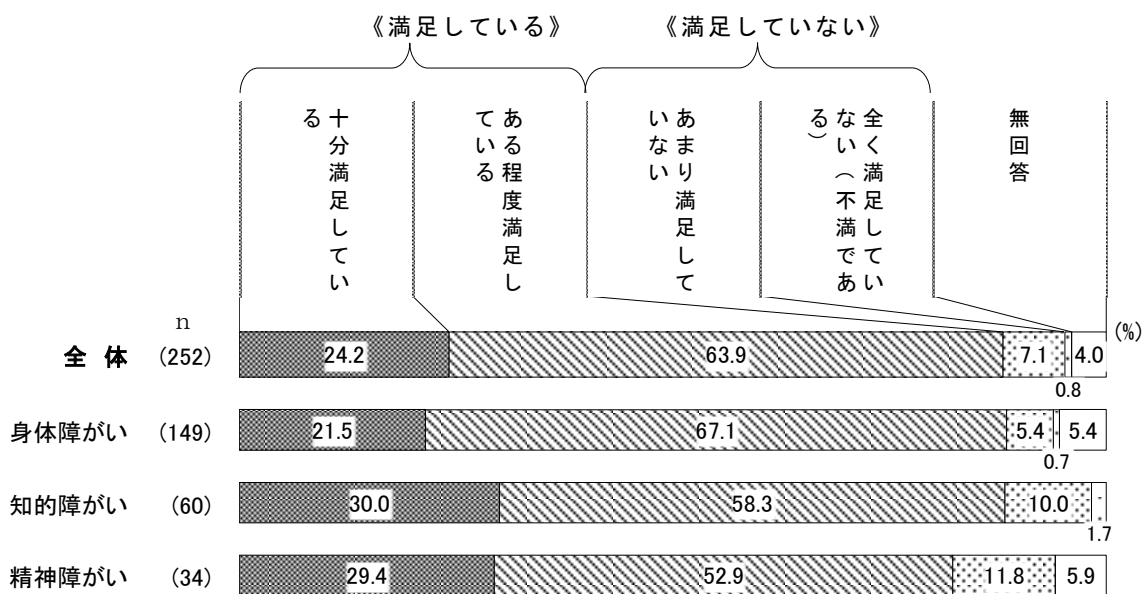
○また、サービスの利用状況は障がい別で大きく異なり、精神障がいでは「就労支援」が、知的障がいでは「就労支援」や「障がい児通所支援」の利用が多くなっています。

<障がい区分別 障がい福祉サービスの利用状況>



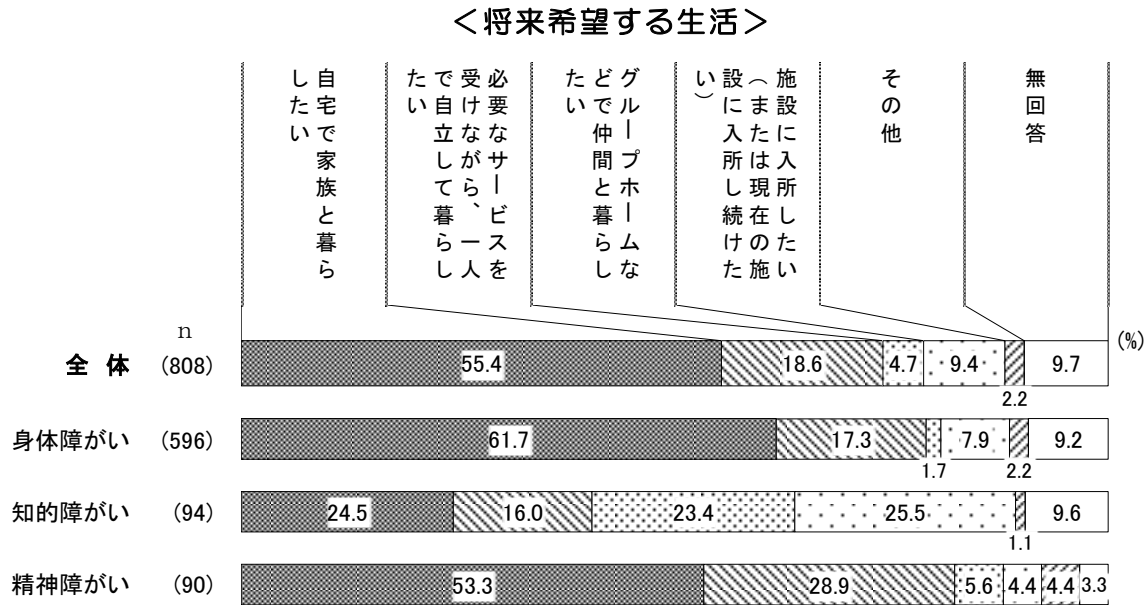
○利用中のサービスやサービスの利用について《満足している》はいずれの障がいでも8割台を占めています。

<利用している福祉サービス満足度>



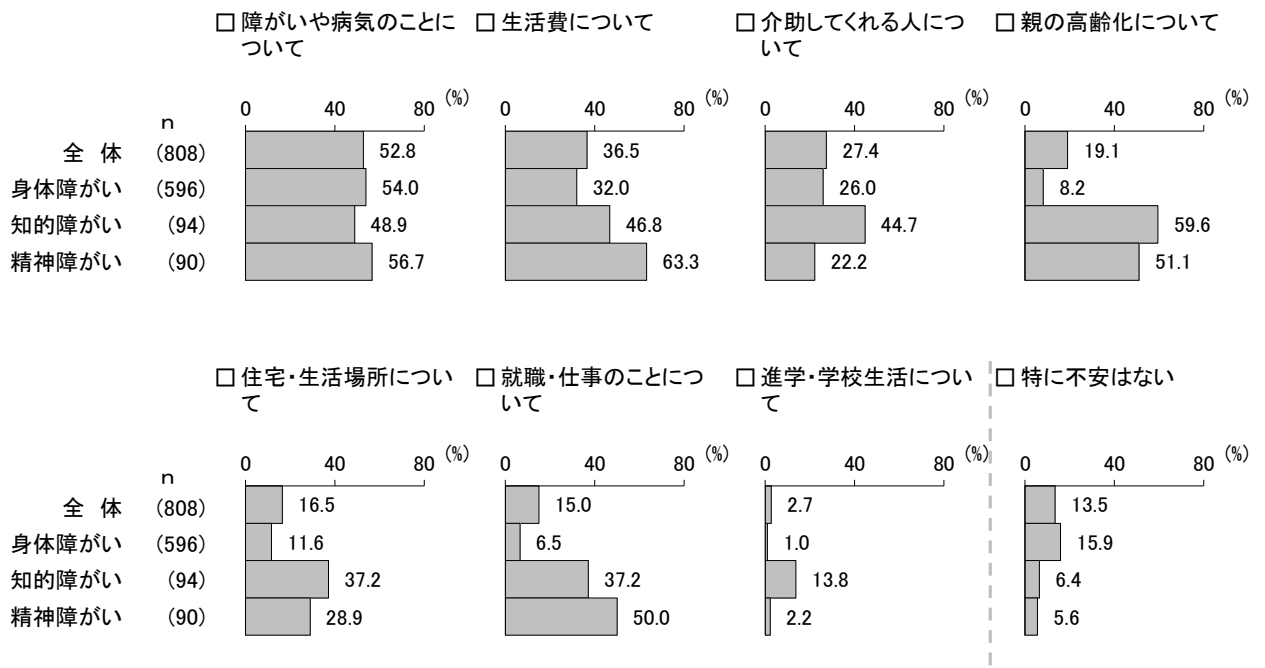
(8) 将来の暮らしについて

○将来希望する生活は、身体障がいと精神障がいでは「自宅で家族と暮らしたい」が最も多く、知的障がいでは「施設に入所したい（または現在の施設に入所し続けたい）」、「自宅で家族と暮らしたい」、「グループホームなどで仲間と暮らしたい」が2割台で分散しています。



○今後の生活の不安は、身体障がいでは「障がいや病気のことについて」が最も多くなっています。知的障がいと精神障がいでは、「親の高齢化について」、「就職・仕事のことについて」なども多くなっています。

＜今後の生活の不安（複数回答可）＞



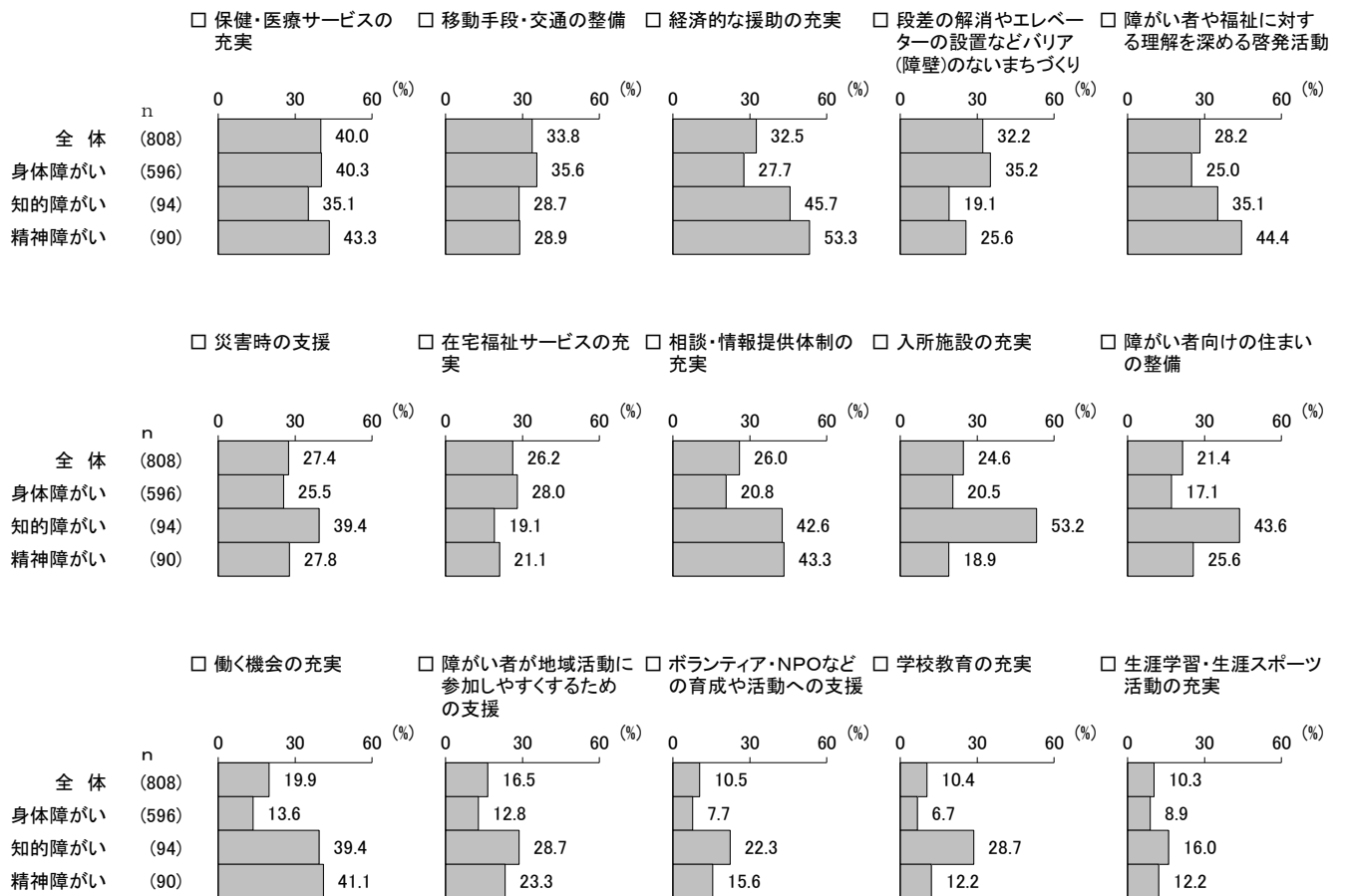
(9) 施策要望について

○今後、障がい者福祉施策を充実するために力を入れていく必要があるものは、身体障がいでは「保健・医療サービスの充実」が40.3%で最も多く、「移動手段・交通の整備」、「段差の解消やエレベーターの設置などバリア（障壁）のないまちづくり」が3割台となっています。

○知的障がいでは「入所施設の充実」が53.2%で最も多く、「経済的な援助の充実」、「障がい者向けの住まいの整備」、「相談・情報提供体制の充実」が4割台となっています。

○精神障がいでは、「経済的な援助の充実」が53.3%で最も多く、「障がい者や福祉に対する理解を深める啓発活動」、「保健・医療サービスの充実」、「相談・情報提供体制の充実」、「働く機会の充実」が4割台となっています。

＜力を入れていく必要がある障がい者福祉施策（複数回答可－上位15項目）＞



3 団体ヒアリングの結果

計画策定にあたり、障がいのある人やその支援団体から意見をいただきました。その主な内容は、以下のとおりです。

団体ヒアリング実施概要

実施日：平成30年1月19日～29日

参加団体：三芳町身体障害者福祉会、三芳町手をつなぐ親の会、アップルパイ、
視覚障がい者の会ひとみ、ガイドヘルパーあいの会、三芳町聴覚障害者の会、
三芳手話サークル、三芳町こころの健康づくりをすすめる会

実施方法：町の施策実施状況や課題について説明後、各団体の代表者から町の施策や事業などについてヒアリングを行いました。

団体ヒアリング結果概要

(1) 情報・相談・権利擁護について

- ・福祉全般のサービス内容や手続き方法などの情報が少ない。
- ・相談支援体制の充実を図ってほしい。
- ・相談できる場所がわからないので周知してほしい。
- ・当事者が相談できる機関を把握できていない可能性がある、相談できる場の明確化が必要。
- ・入所施設の空き情報がすぐ分るシステムを構築してほしい。
- ・親亡き後の後見人相談を充実させてほしい。
- ・知的障がい者への意志疎通支援や情報保障を充実してほしい。
- ・行政に意見を出す方法や場所がわからないので教えてほしい。
- ・聴覚障がい者の方と同様、視覚障がい者への情報保障の施策を充実してほしい。
具体的には、タブレット等による音声化情報やヘルパーによる代読、代筆の利用推進してほしい。
- ・役場内の案内表示がわからないので、音声化や表示拡大などして見やすくしてほしい。
- ・合理的配慮を推進してほしい。
- ・視覚障がい者に配慮した通知（点字・拡大・QRコード）をしてほしい。
- ・視覚障がい者が単独で役場へ行った場合、複数の課へ行く時は、最初の課の対応が終わったらリレー方式で次の課へ必ず案内してほしい。
- ・書類には必ずFAX番号を載せてほしい。
- ・生まれてから社会に出ていくまでをトータル的に支援できる職員がいてほしい。

- 専門性の高い人材の育成に力を入れてほしい。
- ネット環境のない人など情報弱者への情報の周知が必要。
- コピスで講演会があるのだが、聴覚に障がいのある方の参加が少ない。聴こえない方も参加しやすいような講演会を実施してほしい。
- 役場の窓口にも手話ができる職員体制を整えてほしい。

(2) 生活支援サービスについて

- 親亡き後も身近な地域で生活できるよう入所施設を増やしてほしい。
- 福祉施設従事者の資格取得やスキルなど専門性を向上させてほしい。
- 身体介助や家事援助等のヘルパーも手話ができるようになってほしい。
- 視覚障がい者に対して日常生活用具の種目を充実させてほしい。
- 介護保険制度において院内介助の支援が受けられるようにしてほしい。
- ガイドヘルプの担い手が減少しているので、啓発も含め講習会など体制整備をしてほしい。
- 交通の便が悪いため、移動手段を充実させてほしい。

(3) 保健・医療体制について

- 疾病や障がい特性に応じた医療機関情報がほしい。
- 医療機関での待ち時間の配慮や院内介助を充実させてほしい。
- 胸部レントゲン撮影などを受ける際に臨床検査技師とコミュニケーションが取れないために呼吸のタイミングが合わない。目で分かる設備（例：合図灯の設置）を健診指定病院に設置してほしい。また、各病院の設置も併せてお願いしたい。
- 障がい児を診れる医院や入院できる病院、歯科医院の一覧が欲しいので、医師会等で作成するよう働きかけてほしい。
- 障がい児の病児保育ができる場所がほしい。

(4) 障がい児支援について

- 放課後等デイサービスは増えてきているが、日中一時や短期入所の事業所がまだまだ足りない。
- 緊急時に対応してくれる事業所がない。
- 親支援の場が少ない、親が学べる場があるといい。
- 学校を卒業してからの支援体制が薄い。
- 学校を卒業してしまうと余暇の場所や預かりの機関がない。
- 地域で子育てをしていく、親子で地域に入っていくという体制や環境を作ってほしい。

(5) 社会参加への支援について

- 余暇事業を充実させてほしい。
- 生活サポート事業の利用料金を軽減し利用しやすい制度にしてほしい。
- 視覚障がいの方は、外出機会が少なくなる傾向があるので余暇活動やガイドヘルプや同行援護などのサービスを充実させてほしい。
- 交通の便が悪く、道路が狭いため移動手段に限られる障がい者が多い。
- 高齢化がすすむほど引きこもりがちになる人が増えている。外へ出る機会や人と話す機会を減らさないように、出やすい環境の整備と外へ出る場の提供が必要。

(6) 安心・安全な生活環境について

- 福祉避難所を充実させてほしい。
- 災害時の避難所において障がい特性に応じた対応をしてほしい。
- 障がい者災害時援助用バンダナのサイズが小さいので大きくしてほしい。
- 災害時、避難場所において、常時ホワイトボードを使用して、全体に情報が伝わるように体制を整えてほしい。
- 町の要援護者の登録を周知、促進してほしい。
- 道路を整備する時には、障がい特性への配慮や意見を聞いて頂ける場を設けてほしい。
- 歩道が狭いこともあり、自転車の乗り方に課題を感じる。障がい者だけでなく歩行者が安心して歩行できるよう乗り方の指導が必要。

(7) 地域福祉の推進について

- あいサポート運動を今後も促進してほしい。
- あいサポート運動の受講者が少ない時があるので、受講推進に力をいれてほしい。
- 小学校高学年～中学生を対象にあいサポート運動をより普及してほしい。
- あいサポート運動の中で、障がい児と遊ぶプログラムや一緒に食事をするプログラムを組むことで障がい特性が理解されやすいのではないか。
- 地域の人が近くにどんな子どもが住んでいるか、把握できる体制を整えてほしい。
- 人と人が繋がれる場、顔が知れる場、一緒に何かが出来る場がほしい。
- 当事者団体会員が減少、高齢化しており行政の後押しや PR をしてほしい。
- 団体の人数が減っている。人数が集まらないことにより会が成り立たないことも増えているため、団体のあり方について考えた方がよい。
- 団体の中の支援者にも体調や年齢への不安がある。団体のあり方を町としてどう考えているのかを明確にしてほしい。
- 手話奉仕員養成講習会・手話通訳者養成講習会・要約筆記者養成講習会のさらなる充実と開催を要望したい。
- 各種講演会やイベントには手話通訳士・要約筆記者を準備してもらいたい。

- 遠隔手話事業におけるタブレット端末での依頼に対応できるよう、確認やチェックをしっかりと行ってほしい。
- ボランティアやサポーターに興味がある人の発掘、普及啓発を行ってほしい。
- 地域で障がい者を支援していく上でのサポーターの養成が必要。
- 住民が障がい者に手を差し伸べやすい環境が必要。

4 施策の実施状況

(1) 施策の取組み状況

前期計画期間中（平成 27 年度～平成 29 年度）においては、以下の施策に重点的に取り組んできました。

前期の取組み① 情報・相談・権利擁護の充実

相談体制の強化や障がい福祉サービスの利用促進とともに、虐待防止や差別解消の体制づくり、手話言語条例の制定に取り組んできました。

- ・従来広域で実施していた「障がい者生活支援事業」は、平成 29 年 10 月から町内のめぐみ会に委託し、「相談支援センターかしの木」が運営しています。
- ・町の相談支援の整備については、地域自立支援協議会の相談支援部会で検討してきました。この結果、平成 29 年 3 月に「基幹相談支援センター設置に関する検討が必要な事項についての報告書」が、10 月にはより具体的な「基幹相談支援センターに対する協議会の意見」が政策提言されました。
- ・虐待防止の取組みとして、町直営の虐待防止センターを設置し、ガイドラインやマニュアルを作成して対応しています。
- ・差別解消に向けた取組みとして、地域自立支援協議会の相談支援部会より、「障害者差別解消法の施行に伴う三芳町の取組について」の政策提言がなされ、それを受けて町職員への服務規律の一環として「職員対応要領」の作成、職員研修の実施へとつながりました。
- ・平成 27 年に、富士見市と共同で「手話言語条例」を制定しました。

前期の取組み② 生活支援サービスの充実

サービスに関する情報提供やサービス提供事業所との連携強化、グループホームなどの生活基盤の強化に取り組んできました。

- ・障害者総合支援法や児童福祉法の各種障がい福祉サービスについて、広報等での周知に努めてきました。また、委託相談事業所、計画相談支援を行う特定相談支援事業所とも連携し、周知や個別対応の充実を図ってきました。
- ・障がい福祉サービス提供の為に人材確保、サービス提供事業者に必要な支援については、県の研修会の周知、周辺 2 市（富士見市、ふじみ野市）との広域でサービス事業者向けの連続研修会、地域連絡会などを実施しています。

- ・障がい児の支援については、当事者向けの情報交換会なども実施してきました。
- ・居宅の場の確保としては、周辺 2 市（富士見市、ふじみ野市）と連携し、平成 28 年度に（社福）入間東部福祉会によりグループホームが開設されました。

前期の取組み③ 保健・医療体制の充実

母子保健や各種健診、精神障がい者の相談体制の充実などに取り組んできました。

- ・病気や障がいの早期発見、早期療育を行うため、保健センターでは、妊娠中からの訪問・相談、乳幼児健康診査後の専門相談を実施しています。
- ・中途障がいの原因となる生活習慣病を予防するため、個別相談・健康教育を実施しています。
- ・医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療給付を行っています。
- ・精神保健福祉の相談体制は、平成 25 年度より入間東部福祉会に委託し、相談場所を整備してきました。平成 29 年 10 月からは町単独の委託先として、かしの木ケアセンターに変更し、相談対応の人員を増やしています。
- ・こころのセミナー他、各種精神保健福祉事業を実施し、正しい知識の普及に努めています。

前期の取組み④ 障がい児教育の充実

こども園、学校、学校卒業後と、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制づくりに取り組んできました。

- ・学校、保育所、幼稚園、保健センター、こども支援課、相談支援事業所、各療育機関等と連携し、障がいの早期発見や早期対応に応じ、訪問やケース会議を行い、支援体制を構築しています。
- ・地域自立支援協議会の「障がい児支援検討部会」においても、障がい児とその家族の抱える課題について検討し、年に 1 回から 2 回、情報交換会を実施しています。
- ・また、家族の声をもとにサポートブックの作成や、情報提供、勉強会などを行いました。
- ・平成 29 年 2 月にアンケートを実施し、障がい児とその家族の抱えるニーズの把握や、三芳町に不足している社会資源はなにかを考え、必要な支援について検討しています。

前期の取組み⑤ 社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労など、主体的な活動を支える取り組みを進めてきました。

- 就労支援については、ハローワークや町障がい者就労支援センター、相談支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校、町の観光産業課などと連携し対応しています。
- 就労するには安定した生活が必要なため、就労支援センターへの登録時に町福祉課の立会のもとインテーク面接を実施し、生活面の現状把握に努めています。特に精神の方などは、医療受診や服薬の状況、主治医の就労に対する意見を確認し、個別対応しています。
- 就労支援センターが「個別支援計画」を作成し、きめ細かな対応をしてきた結果、年々就労者数も増加しています。
- 職場定着支援を図りながら離職者を出さない支援をしています。
- 地域自立支援協議会の専門部会である「障がい児支援検討部会」の情報交換会において、障がい児の今後の就労準備について保護者向けの催しを開催しました。
- スポーツ、文化活動等については、県、町、社協等の主催行事の案内などを行っています。また、各種障がいの方の当事者団体やサポート団体、サークルについても必要に応じて情報を提供しています。

前期の取組み⑥ 安心・安全な生活環境の整備

バリアフリーの推進とともに、災害時の情報提供手段の充実や要援護者の支援体制づくりに取り組んできました。

- 生活道路や歩道については、安全性を高め使いやすくするよう、可能な範囲での整備を進めています。
- 防災無線の内容を、登録制メールにより配信しています。また、災害・避難情報は緊急速報メールを導入しました。
- 要援護者避難支援プラン推進会議を中心に、災害時の支援対策を検討しました。
- タブレット端末を利用した緊急通報システム事業を開始しました。
- 緊急時連絡システムの体制整備を行いました。
- 手帳の取得説明時に、災害時要援護者の登録の案内をし、災害時の要援護者台帳を作成しました。
- 避難行動要支援者名簿について、3障がいの手帳取得者より名簿を作成しています。

前期の取組み⑦ 地域福祉の推進

「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや当事者参画促進など、人と人とのつながりづくりに取り組んできました。

- 平成 26 年度から富士見市と共同で鳥取県の「あいサポート運動」を開始しています。「あいサポート運動」については、富士見市社会福祉協議会に委託し、毎月定期的にあいサポーター研修を開催しています。
- 当事者が講師として、あいサポーター研修や、学校における福祉教育に参加することで、障がいについての理解がより深まり、共生社会を目指す一助となっています。
- 平成 27 年に手話言語条例が制定され、手話がひとつの言語として位置づけられました。
- 聴覚障がい者との交流場所として、毎月定期的に手話サロンを開催しています。徐々に参加者が増加し手話に対する理解が深まっています。
- 聴覚障がい者が各種イベントや講演会等に参加しやすいよう、開催担当課と連携を図り、手話通訳等情報保障に努めました。
- 聴覚障がい者や視覚障がい者の意思疎通支援の担い手を養成するための講習会、講演会を計画的に開催しています。

(2) 障がい福祉サービスの実施状況

第4期障がい福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。

① 指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画 平成 28 年度
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間数	1,108	980	676	931	1,199	105.3%
	人数	40	43	35	43	50	100.0%
生活介護	人数	57	63	57	58	59	108.6%
自立訓練(機能訓練)	人数	0	1	1	1	1	100.0%
自立訓練(生活訓練)	人数	1	1	2	3	3	33.3%
就労移行支援	人数	8	6	17	21	25	28.6%
就労継続支援(A型)	人数	2	3	3	3	3	100.0%
就労継続支援(B型)	人数	53	58	51	56	61	103.6%
療養介護	人数	3	3	2	2	2	150.0%
短期入所(福祉型)	日数	11	8	13	14	16	57.1%
短期入所(医療型)	日数	0	0	0	0	0	-
共同生活援助(グループホーム)	人数	14	18	14	15	16	120.0%
施設入所支援	人数	37	35	36	36	36	97.2%
計画相談支援	人数	29	26	70	95	120	27.4%
地域移行支援	人数	0	0	1	1	1	0.0%
地域定着支援	人数	0	0	1	1	1	0.0%
児童発達支援	人数	16	20	24	28	31	71.4%
放課後等デイサービス	人数	53	67	48	52	55	128.8%
保育所等訪問支援	人数	0	0	0	0	0	-
医療型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	-
障がい児相談支援	人数	11	11	14	16	17	68.8%

② 地域生活支援事業

(年あたり)

サービス種別		単位	実績値		計画値			対計画
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
①相談支援 事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	100.0%
	基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	有	-
	相談支援機能強化事業	有無	無	無	無	無	無	-
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	-
②成年後見制度利用支援事業		人数	0	1	1	1	1	100.0%
③意志疎 通支援事 業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	220	224	186	205	225	109.3%
	手話通訳者設置事業	人数	1	1	1	1	1	100.0%
④日常生活 用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	給付 件数	3	0	3	3	3	0.0%
	自立生活支援用具	給付 件数	2	3	7	7	7	42.9%
	在宅療養等支援用具	給付 件数	1	1	5	5	5	20.0%
	情報・意思疎通支援用具	給付 件数	7	9	10	10	11	90.0%
	排泄管理支援用具	給付 件数	528	511	473	484	494	105.6%
	居宅生活動作補助用具	給付 件数	1	0	2	2	2	0.0%
⑤移動支援事業		人数	13	9	18	21	23	42.9%
⑥地域活動支援センター		箇所	1	1	1	1	1	100.0%
⑦日中一時支援事業		人数	9	6	10	12	14	50.0%

5 取組むべき主な課題

これまでの取組みが一定の成果を上げている一方、次のような残された課題や新たに取組むべき課題も浮かび上がってきています。

1 情報提供、相談体制、障がい者差別解消について

- 「計画相談支援」については、既に支給決定者全員に導入済みですが、サービス利用者の増加、近隣市の計画相談支援の動向などにより、2市1町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の圏域の特定相談支援事業所数の増加に向けた体制整備を引き続き実施していく必要があります。
- 自立支援協議会の提言では、平成30年度中に当面は、町直営で基幹相談支援センターを設置することとされており、これに基づく検討が必要です。
- 情報・コミュニケーション支援の充実については、意志疎通支援の観点から、地域自立支援協議会のコミュニケーション支援検討部会で聴覚、視覚障がいの人への支援を協議していきます。
- 差別解消に向け、周辺2市（富士見市、ふじみ野市）や近隣市、県とも共同し、障がい者団体や関係機関、障がい福祉サービス事業者、会社などの事業所への周知や普及啓発を行っています。また、商工会を通じて町内の会社へ障害者差別解消法の制度チラシを配布しています。引き続き取り組んでいく必要があります。

2 地域での生活支援の充実について

- 地域での個別支援のフォローや地域課題を検討する「基幹相談支援センター」の設置が課題となっています。自立支援協議会の提言では、平成30年度中に当面は、町直営で基幹相談支援センターを設置することとされており、これに基づく検討が必要です。
- 町の相談支援体制の強化に向けて、「基幹相談支援センター」の設置により、同センターの役割や機能により様々な障がいやライフステージごとに継続した相談支援の充実、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所のコーディネートの体制などを整備していくことが重要です。
- 「親亡き後」も安心できる地域支援が課題であり、今後も相談支援の強化、特に成年後見制度利用支援事業の更なる普及啓発、利用推進に取り組む必要があります。

3 保健・医療の充実について

- 障害者総合支援法施行後、現状では難病患者の福祉サービス利用は無い状況ですが、今後支給決定基準を設け、手帳の取得が困難な難病患者に対し、サービス利用の体制づくりをしていく必要があります。
- 医療的ケアの必要な子どもの通所可能な療育機関が足りないため、自立支援協議会などで検討し、近隣市との協力も含め、体制を整備していく必要があります。
- 障がいのある高齢者に、介護保険と障がい福祉サービスの両者の利用をするための計画相談体制を進めています。今後は、支給決定基準を設け、支給内容についての体制づくりが必要です。

4 障がい児への支援について

- 手帳の取得までに至らない発達障がい児の支援の充実が求められています。特に、親支援事業（ペアレントトレーニング）の推進や、周囲の理解が得られる環境づくりを強化していく必要があります。
- 切れ目のない支援体制の構築と関係機関のネットワークづくりが重要です。また、各支援機関の役割と相談窓口の明確化にも努めていく必要があります。
- 医療的ケア児、重症心身障がい児、肢体不自由児の支援の充実が求められています。医療的ケアの必要な子どもの通所可能な療育機関が足りないため、自立支援協議会などで検討し、近隣市との協力も含め、体制を整備していく必要があります。

5 就労や社会参加への支援について

- 障がい者雇用の働きかけの強化、実習の場の拡大、障害者優先調達法の充実、工賃の増加など、国、県の施策と連携して対応していく必要があります。
- 障がいのある方の就労については、個別対応、関係機関との連携、ネットワークが重要なため、地域自立支援協議会専門部会の「就労支援部会」を創設し、議論していきます。
- 障害者優先調達制度については、指針を作成し当町各課と連携、同制度の推進に努めているところです。町役場における、障がい者雇用の充実、実習の場としての機能、障害者優先調達法のガイドラインに沿った各課対応の推進などが課題です。

6 安心・安全な生活環境の整備について

- 埼玉県福祉のまちづくり条例をもとに、さらなるバリアフリー化を目指し、公共施設や歩道の整備を推進します。
- 聴覚障がい者や防災無線が聞こえにくい人に対する情報保障のため、登録制メール（文字情報）のみではなく、多角的方法を検討していきます。
- 地域住民と連携し、災害時の避難支援体制を具体化するとともに、今後も対象者の登録の促進を図ります。

7 心のバリアフリー、地域福祉の推進について

- 地域共生社会の実現に向け、今後もあいサポート運動を通し、理解を深める必要があります。
- 町内の企業、学校に対してもあいサポート運動を広めていきます。
- 手話言語条例が制定され、手話に対する理解は深まっています。今後は、推進方針を策定し、さらなる推進に努めていきます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成21年11月28日に鳥取県からスタートしました。

三芳町では平成26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取り組みを進めています。

「あいサポート運動」は、まず、様々な種別の障がいを知ることからはじめます。障がいを知ることにより、障がいのあるかたが日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

あいサポート運動を実践していく方々を「あいサポーター」と呼びます。日常生活のなかで、障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のあるかたであれば、誰でもなることができます。「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



「あいサポートバッジ」

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

三芳町に暮らす障がいのある人もない人もすべての人が、
お互いを認め、理解しあい、支えあいながら、
ともに生活する社会（共生社会）の実現を目指します。

障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障がいのある人に、「あらゆる分野の活動に参加する機会」「どこで誰と生活するかについての選択の機会」「意思疎通のための手段についての選択の機会」「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられています。またそのために、障がいを理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

三芳町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となるさまざまな支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

この計画は上記の基本理念のもとに、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全安心の取り組み等、幅広い施策に取り組みます。

2 計画の目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

1

情報・相談・権利擁護の充実

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者差別解消に向けた取組みを強化します。

2

生活支援サービスの充実

福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

3

保健・医療体制の充実

母子保健や精神保健福祉、緊急時の医療体制やリハビリテーション支援などに取り組みます。

4

障がい児支援の充実

幼稚園・保育園・学校・学校教育卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

5

社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的な活動を支える取組みを進めます。

6

安心・安全な生活環境の整備

建物・道路・情報のバリアフリーに取り組みます。また、災害時の避難支援の取組みを進めます。

7

地域福祉の推進

「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや当事者の参画促進など、人と人とのつながりづくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本目標	施策	事業名
1 情報・相談・権利擁護の充実	1 情報・コミュニケーション支援の充実	1 広報紙・ガイドブックの活用
		2 ホームページ等の活用
		3 コミュニケーション支援事業
		4 通訳者・奉仕員の養成
		5 手話言語条例の推進
	2 相談・ケア体制の充実	1 障がい者相談支援事業
		2 基幹相談支援センターの整備
		3 自立支援協議会相談支援部会の活用
		4 障がい者相談窓口の充実
		5 医療的ケアが必要な人への相談支援
	3 権利擁護の充実	1 成年後見制度利用支援事業
		2 人権擁護の推進
		3 障がい者差別解消に向けた取組みの強化
		4 虐待防止の取組みの推進
		5 福祉サービス利用援助事業の啓発・支援
2 生活支援サービスの充実	1 日常生活の支援	1 訪問系サービスの充実
		2 日中活動系サービスの充実
		3 福祉用具等の利用支援
	2 移動支援	1 移動支援事業
		2 多様な移動手段の支援
	3 居住の場の確保	1 居住支援
		2 施設入所支援
		3 多様な住まいの確保
		4 住宅改造への支援
	4 経済的支援	1 各種手当の支給
		2 医療費等の助成
	3 保健・医療体制の充実	1 健康管理・リハビリテーション等の支援
2 母子保健の充実		
3 高齢障がい者への支援		
2 医療体制の充実		1 医療ケアの充実【一部再掲】
		2 医療費等の助成【再掲】
		3 緊急医療体制の確保
		4 難病患者への支援体制の整備
3 精神保健福祉の充実		1 精神障がい者相談体制の充実
		2 こころの健康づくり事業の推進
		3 地域交流事業の促進
		4 精神障がい者の医療の充実
		5 うつ病・自殺対策の充実

基本目標	施策	事業名
4 障がい児支援 の充実	1 子どもの成長支援	1 早期発見・早期対応の体制づくり
		2 療育支援の充実
		3 継続した支援体制の確立
		4 障がい児の親への支援体制の確立
	2 保育・教育支援の充実	1 障がい児保育の充実
		2 統合保育の推進
		3 保育・教育相談の充実
	3 学校教育の充実	1 特別支援教育の推進
		2 教職員研修の充実
		3 学校施設の整備
	4 放課後支援の充実	1 学童保育室の充実
		2 地域生活支援事業の活用
5 社会参加への 支援	1 就労の支援	1 就労相談の充実
		2 障がい者雇用の促進
		3 就労移行、就労継続、就労定着支援
		4 職業訓練の推進
		5 就労に向けた生活習慣の確立への支援
		6 就労支援のネットワークづくり
	2 福祉的就労の充実	1 福祉的就労の場の拡充
		2 障がい者施設生産物の販売支援
	3 生涯学習の推進	1 情報提供の工夫
		2 ボランティアの確保
		3 図書館事業の充実
		4 公民館事業の充実
	4 スポーツ・文化活動 の推進	1 自主サークルなどの活動支援
		2 スポーツ・レクリエーション施設の充実
		3 スポーツ・レクリエーション振興事業への参加 促進
		4 町民体育祭への参加促進
6 安心・安全な生 活環境の整備	1 福祉のまちづくり	1 人にやさしいまちづくりの推進
		2 公共施設のバリアフリー化
		3 情報バリアフリーの推進
	2 防犯・防災対策の推 進	1 緊急通報体制の充実
		2 災害時要援護者対策の充実
		3 避難所での障がい者支援
7 地域福祉の推 進	1 あいサポート運動 の推進	4 防犯情報の配信
		5 消費者保護の取組み
		1 啓発活動の推進
	2 交流の場の充実	2 職員研修の充実
		3 ボランティア活動の支援
		1 交流保育の推進
		2 みよしまつりの開催
		3 福祉まつり事業への協力・支援
	3 当事者団体の育成 支援	4 町民文化祭の開催
		5 地域での交流活動の充実
	4 当事者参加の推進	1 当事者団体等の活動支援
		2 団体間のネットワークづくり
		1 まちづくりへの参画
		2 福祉施策検討への参画

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本
目標

1

情報・相談・権利擁護の充実

施策1 情報・コミュニケーション支援の充実

事業名	内容	担当課
広報紙・ガイドブックの活用	福祉サービスの情報をはじめとする町からの情報が障がい者に適切に届くように、広報みやガイドブックによる情報提供を行います。 また、声の広報及び点訳版を視覚障がいの希望者に送付するとともに、活字だけでなく、動画などを通して多くの情報を得られるよう努めます。	福祉課 秘書広報室
ホームページ等の活用	町のホームページを通じて、声の広報として音声で毎月広報の情報を掲載するなど、福祉サービスの内容やボランティアの紹介などをわかりやすく幅広く提供します。 スマートフォンなどの情報端末を活用した情報提供も強化していきます。	福祉課 秘書広報室
コミュニケーション支援事業	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（地域生活支援事業）により、意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対し、手話通訳等による意思疎通の円滑化を図ります。 また、タブレット端末を用いた遠隔手話による通訳や緊急時通報システムを継続します。 今後は、知的障がい・発達障がい者の意思疎通支援策を自立支援協議会の専門部会をとおして検討していきます。	福祉課
通訳者・奉仕員の養成	コミュニケーション支援事業の担い手である手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成講習会を実施します。 参加のきっかけ作りとして、短いコースのはじめで手話講座等を開始しました。参加人数の増加を目指すために、今後も短期の講座等手話にふれる機会を提供していきます。	福祉課
手話言語条例の推進	「手話は言語である」との理念のもと、ろう者と聞こえる人がお互いを理解し、共生する社会を実現するために手話言語条例を制定しました。今後は、言語条例推進方針計画を立て、具体的実施に向けた取り組みを進めていきます。	福祉課

施策2 相談・ケア体制の充実

事業名	内容	担当課
障がい者相談支援事業	<p>障がい者や家族からの相談に応じるとともに、必要に応じて相談支援事業者とも連携しサービス利用計画を作成します。また、情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護などの必要な支援を行います。</p> <p>富士見市との共同で行ってきた相談支援事業を町単独での委託とし、相談人数を増やしてさらに体制を整えました。今後は、基幹相談支援センターを設置し、委託先の生活相談支援センターと連携しながら町内の相談支援事業所全体の質の向上を目指します。</p>	福祉課
基幹相談支援センターの整備	<p>基幹相談支援センターは、地域の相談支援事業者間の連絡調整や困難事例への対応支援等、相談支援に関する総合的な支援機能を有することが求められています。</p> <p>自立支援協議会の相談支援部会からの提言を受け、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を町直営で行い、他の事業所との連携を図り、町全体の相談支援体制を整備していきます。</p>	福祉課
自立支援協議会相談支援部会の活用	<p>対応困難な相談事例を検討する場として、また重症心身障がい児・者や発達障がい、軽度の発達への不安など一般的にサービス提供体制の整備が遅れている方々への支援策検討の場として自立支援協議会相談支援部会を活用します。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター) こども支援課 (みどり学園) 学校教育課
障がい者相談窓口の充実	<p>多様化・複雑化する障がい者や家族の相談に対応するため、障がい者の相談支援センター事業を富士見市との共同から三芳町単独とし、相談人員を増やすなど体制を整えました。</p> <p>また、平成24年度からは精神障がいに関する保健福祉関連の窓口を本庁業務に移管し、3障がい全てを本庁対応で実施しています。</p> <p>今後は、町直営の基幹型相談支援センターを設置し、相談しやすい体制作りと相談支援のさらなる質の向上に努めます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター)
医療的ケアが必要な方への相談支援	<p>難病や重症心身障がいなど、医療的ケアが必要な方への相談支援に向け、保健、医療、福祉、教育、就労など多岐にわたる課題に対して切れ目のない支援を実施できる体制づくりを進めます。</p>	福祉課 健康増進課 こども支援課 学校教育課

施策3 権利擁護の充実

事業名	内容	担当課
<p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（地域生活支援事業）により、成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、制度利用の申し立てにかかる諸費用の助成を行います。 権利擁護の支援体制、専門性の確保が課題であり相談支援センターや新たに設置予定の基幹相談支援センターも活用しつつ、専門性の確保、重層的な支援体制を構築していきます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>人権擁護の推進</p>	<p>障がい者はもとより、あらゆる住民の人権について正しく理解し、擁護していくため、広報やパンフレットを活用した人権意識の啓発を進めます。</p>	<p>総務課 福祉課</p>
<p>障がい者差別解消に向けた取組みの強化</p>	<p>地域自立支援協議会の相談支援部会により、町に対して「障害者差別解消法の施行に伴う三芳町の取組について」の政策提言がなされました。町ではこれを受けて「職員対応要領」を作成し、職員研修を実施しているほか、障がい者団体や関係機関、障がい福祉サービス事業所、企業へも周知、普及啓発を行っています。 相談があった場合の支援体制や町全体の合理的配慮の推進など、差別解消に向けた取組みを強化していきます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>虐待防止の取組みの推進</p>	<p>町直営の虐待防止センターにおいて、虐待の対応、ガイドラインやマニュアルを作成し対応しています。各種の機関と連携を図りながら、早期発見・早期対応を図るとともに、「基幹相談支援センター」を活用し、相談支援体制を構築していきます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>福祉サービス利用援助事業の啓発・支援（社会福祉協議会との連携事業）</p>	<p>社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業（ひとりでの判断に不安のある障がい者等に対し、生活支援員が定期的に訪問し、暮らしに必要なお金の出し入れや重要書類の預かり等を行うサービス）の啓発・支援を行います。</p>	<p>福祉課</p>

施策1 日常生活の支援

事業名	内容	担当課
訪問系サービスの充実	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより以下のサービスを提供します。 相談支援の中で必要なサービスについての情報提供をしています。また、不足するサービスについては自立支援協議会や相談支援部会を活用して検討し、県への働きかけや事業者支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■居宅介護（ホームヘルプサービス） ■重度訪問介護 ■行動援護 ■重度障害者等包括支援 ■生活サポート事業 	福祉課
日中活動系サービスの充実	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより以下のサービスを提供します。 相談支援の中で必要なサービスについての情報提供をしています。また、不足するサービスについては自立支援協議会や相談支援部会を活用して検討し、県への働きかけや事業者支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活介護 ■療養介護 ■短期入所（ショートステイ） ■自立訓練（機能訓練） ■自立訓練（生活訓練） ■地域活動支援センター事業 ■日中一時支援 	福祉課
福祉用具等の利用支援	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（補装具費）により、障がいによる身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給します。また、地域生活支援事業として、重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。 日常生活用具については、地域の実情に応じて対応できる制度です。 平成30年4月から制度改正により補装具の支給範囲が拡大（貸与の追加）されるため体制整備や周知をしていきます。</p>	福祉課

施策2 移動支援

事業名	内容	担当課
移動支援事業	<p>障がい者が自立生活や社会参加をするために、円滑に外出できるよう、地域生活支援事業により移動を支援します。</p> <p>支援のためのマンパワーと事業者の確保が課題となっており、地域自立支援協議会や相談支援部会などにおいて検討し、十分な体制となるよう整備していきます。</p>	福祉課
多様な移動手段の支援	<p>障がい者が自立生活や社会参加を円滑に行えるよう、以下のような外出支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉タクシー利用助成 ■地域福祉バス利用料金助成 ■在宅重度心身障害者自動車燃料費補助 ■有料自転車駐輪場利用料金助成 ■障害者自動車改造費助成 ■障害者自動車運転免許取得費補助 	福祉課

施策3 居住の場の確保

事業名	内容	担当課
居住支援	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより、障がい者が自立した地域生活を送るために必要な生活の場の確保を支援します。</p> <p>グループホームは「親亡き後」の不安を含め利用ニーズが多いサービスであり、自立支援協議会や相談支援部会で確保策を検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■共同生活援助（グループホーム） 	福祉課
施設入所支援	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより、夜間の入浴、排せつ、食事の介護等の提供を行う、施設入所への支援を行います。</p>	福祉課
多様な住まいの確保	<p>障がいの特性やニーズに対応した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給に努めるとともに、関係機関や団体、企業とも連携し、バリアフリー化された民間住宅の普及を促進します。</p>	福祉課
住宅改造への支援	<p>身体に重度の障がいがある方が日常生活を容易にするため、住宅を改造する場合にその費用の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■重度身体障害者居宅改善整備費補助 	福祉課

施策4 経済的支援

事業名	内容	担当課
各種手当の支給	<p>障がい者の経済的負担を軽減するため、以下のような各種手当等の支給を行います。今後も国や県の動向及び経済状況の変化を勘案しながら円滑な運用にあたります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特別児童扶養手当 ■ 特別障害者手当 ■ 障害児福祉手当 ■ 経過的福祉手当 ■ 在宅重度心身障害者手当 ■ 心身障害児通園奨励費補助 ■ 特定疾患見舞金 	福祉課
医療費等の助成	<p>障がい者が必要とする医療やリハビリテーションなどの医療費負担を軽減するため、障害者総合支援法における自立支援医療による給付のほか、以下のような助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自立支援医療給付（更生医療、育成医療、精神通院医療） ■ 重度心身障害者医療費支給 ■ 身体障害者（児）・精神障害者診断書料等補助 	福祉課

施策1 健康管理・リハビリテーション等の支援

事業名	内容	担当課
健康管理の推進	中途障がいの原因ともなる生活習慣病を予防するため、健康教育、健康相談などの各種事業を実施します。	健康増進課 (保健センター)
母子保健の充実	病気や障がいの早期発見や早期治療、療育を行うため、妊娠期の母子や乳幼児を対象とした以下の事業を実施します。新生児訪問事業とこんにちは赤ちゃん訪問事業は対象者全員を保健師が訪問しています。 <ul style="list-style-type: none"> ■妊産婦訪問 ■新生児訪問 ■乳幼児健診 	健康増進課 (保健センター)
高齢障がい者への支援	認知症や高次脳機能障がい、精神障がいをもつ高齢者も増加しています。高齢期における介護保険への移行、第2号被保険者の方の疾病や障がいの早期発見・早期診療による障がい者手帳の取得、介護保険との併用について、ケアマネジャー等と連携し適切なサービス調整に努めます。 増加する認知症への対応として、認知症サポーター養成等による認知症の周知、認知症カフェの実施による介護者への支援及び若年性認知症患者への支援を推進します。	福祉課 健康増進課

施策2 医療体制の充実

事業名	内容	担当課
医療ケアの充実【一部再掲】	一般歯科診療所において診療が困難な障がい者に対し、専門歯科診療所における診療を実施します。また、たん吸引など医療行為が必要なため福祉サービスの提供を受けづらかった障がい者に対し、福祉サービスの現場や外出に伴い必要な医療の提供が受けられるよう保健センター、関係機関とも連携を取りながら自立支援協議会にて支援を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ■歯科診療 	福祉課 健康増進課 (保健センター)

事業名	内容	担当課
医療費等の助成 【再掲】	<p>障がい者が必要とする医療やリハビリテーションなどの医療費負担を軽減するため、障害者総合支援法における自立支援医療による給付のほか、以下のような助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自立支援医療給付（更生医療、育成医療、精神通院医療） ■重度心身障害者医療費支給 ■身体障害者（児）・精神障害者診断書料等補助 	福祉課
緊急医療体制の確保	<p>救急時に障がい者に対して適切かつ速やかな対応が行われるよう、埼玉県や保健センター、医師会との連携を図りながら、緊急時の医療体制の充実を検討していきます。</p> <p>聴覚障がい者に対してはタブレット端末を利用した緊急通報システムを開始しました。</p> <p>医師会や消防との連携を図り、今後さらに障がい者全体としての医療体制整備を進めます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター)
難病患者への支援体制の整備	<p>障害者総合支援法が施行され、難病患者等も障がい福祉サービスの対象となっており、制度の変更や利用可能なサービスへの相談に適切に対応できるよう、支援体制の充実を図っていきます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター)

施策3 精神保健福祉の充実

事業名	内容	担当課
精神障がい者相談体制の充実	<p>精神障がい者や家族に対するきめ細やかな相談窓口（体制）を充実させるため、医療機関、保健所などと連携を取りながら、精神障がい者やその家族に対して障がい福祉サービス等の情報提供や相談が受けられる体制を整えています。</p> <p>相談件数の増加に伴い、対応困難な内容も増えており、引き続き精神専門の相談体制強化と質の向上に努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■精神保健福祉相談 ■こころの健康相談「保健師、精神保健福祉士、精神科医師」 	福祉課

事業名	内容	担当課
こころの健康づくり事業の推進	<p>妊娠期からこころの健康づくりをすすめ、家族や地域とのつながりを大切にしながら健全なこころの健康や社会生活を支援するとともに、こころの健康講座などを開催することで正しい知識の普及に努めます。</p> <p>今後も世代や社会の変化に合わせて内容を充実していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こころのセミナー ■精神保健福祉講座 	福祉課
地域交流事業の促進	<p>地域住民と精神障がい者との交流の場を作り、精神障がい者に対して地域住民の理解と協力を得るための事業を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域交流会 	福祉課
精神障がい者の医療の充実	<p>精神医療センター・保健所や医療機関、県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能障害者支援センターとの連携を図りながら、適切な医療の確保やデイケア及び緊急医療体制の充実を働きかけていきます。</p>	福祉課
うつ病・自殺対策の充実	<p>うつ病の早期発見、治療につながるよう、こころのサポーター養成講座等を開催します。また、相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。</p> <p>自殺対策の講座や講演会などにより住民の理解を深めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こころのサポーター養成講座 ■相談支援者研修会 	福祉課

施策1 子どもの成長支援

事業名	内容	担当課
早期発見・早期対応の体制づくり	<p>乳幼児健診等における疾病や障がいの早期発見とともに、診断後の早期対応につながるよう、以下のような相談・指導を行います。</p> <p>臨床心理士による「子どもの心理相談」は対象が増加しており、状況に応じて、相談回数の拡充を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小児科専門医による「二次クリニック」 ■臨床心理士による「子どもの心理相談」 ■言語聴覚士による「ことばの相談」 ■経過観察が必要な児を対象とした「親子教室」 	健康増進課 (保健センター)
療育支援の充実	<p>心身障がい児通園施設「みどり学園」で言語聴覚士による個別の言語指導や特別支援教育コーディネーターによる生活指導、療育相談を行っています。言語指導、機能訓練等の充実を図るとともに、早期対応の必要な障がい児の把握に努め、より良い療育支援が受けられる体制づくりを進めます。</p>	こども支援課 (みどり学園) 健康増進課 (保健センター)
継続した支援体制の確立	<p>出生もしくは障がいの発生・発見された時から高校を卒業するまで、当該障がい児の障がい特性や個性を考慮した上で、一貫した方針で支援できる体制整備を自立支援協議会障がい児支援検討部会で検討していきます。</p> <p>関係各課や関係機関との連携が図られたことで、学校生活のみならず、放課後の生活や保護者の状況についても把握できるようになってきました。今後は、民間団体等へと幅を広げたより一層の連携強化を図ります。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター) こども支援課 (児童福祉担当) (保育担当) (みどり学園) 学校教育課
障がい児の親への支援体制の確立	<p>障がい児の健全育成のために親に対する支援策を自立支援協議会障がい児支援検討部会で検討していきます。</p> <p>現在、経過観察が必要な児において、「親子教室」でフォローを行っています。「親子教室」卒業後にフォローする社会的資源が不足しており、引き続き支援体制を検討し、充実していきます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター) こども支援課 (児童福祉担当) (保育担当) (みどり学園) 学校教育課

施策2 保育・教育支援の充実

事業名	内容	担当課
障がい児保育の充実	心身の発達に障がいまたは遅れがあると思われる子どもの療育を目的とした通園施設「みどり学園」での日常的な交流を拡充します。 そのためには障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。	こども支援課 (みどり学園)
統合保育の推進	さまざまな障がいを持つ子どもに対応できる保育のあり方を検討するとともに、関係機関との連携を進め、幼稚園や保育所での障がいのある子どもの受け入れを推進します。 現在、各保育所で障がい児保育を行っていますが、保育士等の人材確保が課題となっています。今後は、障がい児保育教育研修への支援とともに、民間保育所への職員加配に対する補助も検討していきます。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
保育・教育相談の充実	障がいを持つ子どもの能力や適正に応じた保育・教育ができるよう、相談体制を整備するとともに、適正な就学指導を進めます。 保育所から小学校への申し送りに際して、保育所・小学校と保護者の連携を深めるため、連携チームを設置するなど相談体制を強化します。	こども支援課 (保育担当) (保育所) 学校教育課

施策3 学校教育の充実

事業名	内容	担当課
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習の際の困難を改善・克服するための必要な支援を行います。 今後の教育的ニーズの動向を見守りながら、特別支援学級の新設等を検討していきます。	学校教育課
教職員研修の充実	特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上や障がい児への適切な対応に向け、研修会や講習会などへの参加を促し、教職員の知識と技術の向上を進めます。 全ての教員の専門性が向上できるよう、県や特別支援学校等からも講師を招き、より一層研修を充実させていきます。	学校教育課

事業名	内容	担当課
学校施設の整備	<p>さまざまな障がいを持つ児童・生徒に対応できるよう、小・中学校の耐震補強工事の際、スロープ設置、トイレ改修等、施設のバリアフリー改修を実施するほか、障がいのある児童・生徒が登校する小・中学校のトイレ改修を行い、整備を進めていきます。</p> <p>町内全校体育館においてはバリアフリー整備済となりましたが、校舎内のトイレ改修においては未実施なため、大規模改修計画を策定し整備を進めていきます。</p>	教育総務課

施策4 放課後支援の充実

事業名	内容	担当課
学童保育室の充実	<p>現在町内5つの小学校に設置されている学童保育室において、特別支援学級に通う児童を受け入れ保育しています。放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の確保を進めます。</p> <p>専門性のある職員の配置と障がい児に対する加配、施設整備の不十分さが課題としてあげられています。今後は、障がい児教育研修への支援とともに、施設のバリアフリー化を推進します。</p>	こども支援課 (学童保育室)
地域生活支援事業の活用	<p>特別支援学級に通う児童の放課後対策や長期休暇中の対応については主に放課後等デイサービスで対応しています。それ以外の一時的な支援事業として、日中一時支援事業や生活サポート事業を活用した支援を行っています。</p> <p>特に日中一時支援事業については、事業所の数が少なく十分なサービス提供ができていないという声があります。また、医療的ケアの必要な子どもが利用出来る放課後等デイサービスなども求められており、多様化するニーズに対応した提供事業者の確保に努めます。</p>	福祉課

施策1 就労の支援

事業名	内容	担当課
就労相談の充実	障がい者就労支援センターを町で設置し、毎年度2回、町観光産業課、所沢公共職業安定所、埼玉県障害者職業センターとの連携のもと、就労を希望する障がい者に対し相談事業を実施します。	福祉課 観光産業課
障がい者雇用の促進	民間企業に対し障がい者の雇用拡充について働きかけるとともに、公的機関における業務や職員配置の検討の際、障がい者の採用に向けた検討を進めます。	観光産業課 総務課 福祉課
就労移行支援、就労継続支援	障がい者就労支援センターにおける相談事業が円滑に進むよう就労継続事業所、就労移行支援事業所、ハローワークなどとも連携を取りながら、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練や特性にあった働く場の確保などの就労支援を行います。 特に、新たに学校を卒業する生徒に対しては、在学中から学校と連携し就労に向けた支援を行います。 就労移行支援などの利用者の人の就労に向け、体制整備を検討します。	福祉課
職業訓練の推進	埼玉障害者職業センターの行う職業開発や職業相談、職業準備訓練、職業講習についての情報提供を行うとともに、利用の促進を図ります。 また、周辺市町と連携した職業訓練などを行う施設の確保に向けた検討を進めます。	福祉課
就労に向けた生活習慣の確立への支援	就労支援センターを中心に、当事者の生活状況を把握した上で相談支援事業所とも連携し、就労に向けた生活習慣の確立を目指し、また作業などを通して就労に向けた準備を行います。	福祉課
就労支援のネットワークづくり	就労支援については、ハローワークや町障がい者就労支援センター、関係事業所、特別支援学校などと連携し対応しています。就労支援体制の強化に向けて、地域自立支援協議会の専門部会として「就労支援部会」を設置し、各作業所との連携、ネットワーク作りを検討していきます。	福祉課

施策2 福祉的就労の充実

事業名	内容	担当課
福祉的就労の場の拡充	通常の就労が困難な障がい者に対し、福祉的就労の場を確保し、仕事を通じた社会参加や自己表現、交流などを支援します。	福祉課
障がい者施設生産物の販売支援	福祉的就労を支援するため、行政はもとより民間企業に対しても、町内の共同作業所や小規模作業所などの障がい者支援施設で生産している物品の購入を働きかけます。 平成 26 年度より、障がい者支援施設等からの物品等の調達方針を作成し、庁内に周知しています。今後は民間企業へも働きかけを行っていきます。	観光産業課 福祉課

施策3 生涯学習の推進

事業名	内容	担当課
情報提供の工夫	生涯学習についての情報提供に際して、障がい者の受け入れが可能なものについては広報などでわかりやすく伝えるなど、情報提供の工夫を行います。	福祉課 生涯学習課
ボランティアの確保	各分野で活躍している指導者の人々をボランティアとして学習者の要請に応じるために活用を図ります。障がい者支援に適した指導者により、障がい者の学習サポートの充実を図ります。	福祉課 生涯学習課
図書館事業の充実	障がい者施設への貸出や読み聞かせ事業、点字つき絵本の作成などを通じ、障がい者が図書に触れ合える機会の充実を図ります。	図書館
公民館事業の充実	各公民館で開催している事業について、障がいのある人も参加できる企画などを検討するとともに、わかりやすい広報を行うなど、障がい者の参加促進を図ります。 公民館事業に、手話通訳者や帯同ボランティアの協力をえて、障がいのある人たちが参加しやすい環境を整えていきます。	公民館

施策4 スポーツ・文化活動の推進

事業名	内容	担当課
自主サークルなどの活動支援	障がい者同士で自主的に行う学習・文化活動を支援するため、公共施設等を活用した活動場所の提供を行います。	福祉課 公民館
スポーツ・レクリエーション施設の充実	障がい者が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるようスポーツ施設の整備や改善に努めます。 体育施設の受付に筆談用コミュニケーションボードの設置をしています。障がいのある人もない人も、誰もが訪れやすいように、施設の整備等も含め検討していきます。	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション振興事業への参加促進	スポーツ関係団体と連携し、障がい者のスポーツ・レクリエーション事業への参加を促進するとともに活動を支える指導員やボランティアの育成などに努めます。 障がい者の参加促進や指導員の育成は十分とはいえないため、引き続きスポーツ推進審議会において障がい者スポーツの取組みについて検討していきます。	生涯学習課
町民体育祭への参加促進	毎年10月に開催される町民体育祭について、障がい者の参加しやすい競技などを検討するとともに、ボランティアの確保などを進め、障がいのある人もない人もともに楽しめるイベントとなるよう働きかけます。 障がい者が中心となって参加できる競技や障がい者へのボランティアの確保は決して十分とは言えません。今後は、既存のルールの変更や、誰もが参加し楽しめる競技を増やしていくなどの対応も検討していきます。	福祉課

施策1 福祉のまちづくり

事業名	内容	担当課
人にやさしいまちづくりの推進	障がい者に限らずすべての人に対して使いやすい生活道路や歩道等の整備を進めるとともに、子どもの安全性の確保に努め、埼玉県福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法などに基づき、人にやさしいまちづくりを推進します。	都市計画課 道路交通課 福祉課
公共施設のバリアフリー化	障がい者をはじめ、高齢者や乳幼児連れの母親などさまざまな人たちにとって使いやすい施設となるよう、町内の公共施設のバリアフリー化を促進します。	財務課 福祉課
情報バリアフリーの推進	福祉に関する情報はもとより、災害時やイベントなどでの情報発信の際には、音声や手話、筆談など障がいの状況に応じた多様な手段による情報提供ができるよう検討します。 近年の情報通信機器の発展を活用し、音声情報では「防災無線ききかえし装置」、文字情報では「登録制メール、ツイッター、エリアメール」などの複数の手段による伝達の工夫を行うとともに、町の訓練ではタブレット端末を活用した遠隔手話通訳も実施しています。	自治安心課 福祉課

施策2 防犯・防災対策の推進

事業名	内容	担当課
緊急通報体制の充実	一人暮らしの障がい者に対し、急病・事故などの緊急時のために、タブレット端末を利用した緊急時連絡システムを開始しています。 緊急通報システムの内容について、利用者を含め検討し、利用しやすい体制を整備していきます。 聴覚障がい者及び防災無線が聞こえにくいという方に向け、登録制メールのほか、新たな情報ツールを研究します。	福祉課

事業名	内容	担当課
災害時要援護者対策の充実	<p>災害時の障がい者の避難や救助を迅速に行えるよう、災害時要援護者の登録や名簿作成などに取り組み、地域住民と連携したネットワークづくりを進めます。</p> <p>行政区・民生委員・消防団等で構成される要援護者避難支援プラン推進会議を中心に検討しており、毎年 11 月を登録促進月間として周知を図っています。引き続き、名簿の登録・更新及び避難支援者の選定、個別計画の策定を進めます。</p>	自治安心課 福祉課
避難所での障がい者支援	<p>避難所への医師の派遣に関しては三芳医会との協定、災害時要援護者の避難所生活に関しては三芳町福祉施設連絡協議会会員施設との協定を締結しています。</p> <p>避難所用エアマット、プライベートテント、オストメイトトイレ、車イス、シチュー缶、おかゆ等の要援護者向け備蓄を進めるとともに、避難所ガイドラインを策定し要援護者等に配慮した運営を明記しています。</p> <p>避難所運営を行う住民が円滑に障がい者支援を行えるよう訓練、啓発を進めるとともに引続き要援護者向けの備蓄品の充実を図ります。</p>	自治安心課 福祉課
防犯情報の配信	<p>近隣（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の不審者情報や緊急情報などを東入間警察と連携してリアルタイムでメール配信する「発するF・M」の防犯・防災ネットワークの普及に協力していきます。</p> <p>平成 28 年 2 月東入間警察と区長会と町の 3 者で犯罪情報の住民提供等に関する協定を締結し、重要犯罪について音声と文字によるタイムリーな情報の配信を行う体制を強化しています。</p>	自治安心課
消費者保護の取り組み	<p>悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、注意喚起・啓発に努めます。</p>	観光産業課 福祉課

施策1 あいサポート運動の推進

事業名	内容	担当課
啓発活動の推進	<p>障がいや障がい者への理解を深めるため、広報や福祉講座、講演会など、様々な機会を通じて「あいサポート運動」の理念について啓発活動を進めます。</p> <p>各小・中学校の福祉教育担当者を対象とした「あいサポート運動」研修会、町内中学校における生徒対象の「あいサポート運動」研修会を継続して実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報みよしの活用 ■ 人権問題講演会 	福祉課 秘書広報室 学校教育課
職員研修の充実	<p>町職員に対してノーマライゼーションの理念を深め、障がい者に対する適切な対応や支援ができるよう、職員研修において「あいサポーター研修」を実施します。</p>	総務課
ボランティア活動の支援	<p>社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、障がい者を支援するボランティアの活動支援を行います。また、学校週休5日制対策として設置された、小・中学生向けのボランティア活動支援センターと連携した活動なども、検討していきます。</p> <p>年々、ボランティアの問い合わせは増えてきております。障がい特性を知り、必要な配慮を学ぶ「あいサポーター研修」を住民や企業に向け実施し、ボランティア活動に取り組む気持ちを支援します。</p>	福祉課 生涯学習課

施策2 交流の場の充実

事業名	内容	担当課
交流保育の推進	障がいのある児童と保育所、小・中学校、高齢者などとの交流保育、小・中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒との交流を推進します。 障がい児に対する専門的な保育を行える職員の不足から、児童一人ひとりに適した交流を行うことが困難な状況であり、職員への研修支援や専門性の高い職員の確保に努めます。	学校教育課 こども支援課 (保育担当) (保育所) 福祉課
みよしまつりの開催	毎年9月に開催されるみよしまつりについて、障がい者や障がい者支援団体などの参加に配慮し、さらなる充実を図ります。会場には、スロープや優先席・車椅子でも使用可能な仮設トイレを設置します。	自治安心課
福祉まつり事業への協力・支援 (社会福祉協議会への協力事業)	社会福祉協議会及び民生委員・児童委員協議会共同主催により毎年11月に開催される福祉まつり(障がい者と健常者の交流を通し、福祉への理解を深め、地域福祉の向上を図る事業)への協力・支援を行います。	福祉課
町民文化祭の開催	毎年開催される町民文化祭において障がい者や障がい者関係団体などの参加を促し、交流の機会を増やしノーマライゼーションの文化祭づくりを進めます。	公民館
地域での交流活動の充実	社会福祉協議会の行う地域での交流活動を支援し、障がい者と地域住民の参加による地域活動を推進します。	福祉課

施策3 当事者団体の育成支援

事業名	内容	担当課
当事者団体等の活動支援	障がい当事者団体や支援団体の活動に対して、活動場所の提供や活動に関する広報の充実などの支援とともに、団体が主体的に活動できるような支援を検討します。	福祉課
団体間のネットワークづくり	当事者団体等の相互理解や交流、連携強化に向け、団体間のネットワークづくりを推進します。	福祉課

施策4 当事者参加の推進

事業名	内容	担当課
まちづくりへの参画	障がいのある人の意見や提案をまちづくりに反映するため、計画審議会や懇談会等へ参加しやすい環境を整備するなど、さまざまな分野のまちづくりへの障がい当事者の参加を促します。	政策推進室 福祉課
福祉施策検討への参画	各種施策の実施に際して障がい者やその家族の声を的確に反映するため、町と当事者、関連団体が意見交換できる場の設置を検討します。	福祉課

第 5 章

障がい福祉サービスの推進

第 5 期三芳町障がい福祉計画

第 1 期三芳町障がい児福祉計画

第5章 障がい福祉サービスの推進

(第5期三芳町障がい福祉計画・第1期三芳町障がい児福祉計画)

「障害者総合支援法」に基づき、指定障がい福祉サービス、障がい児通所支援及び地域生活支援事業の各事業について、以下のように見込み量を定めます。

1 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

< 見込み量 >

種類	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	1,134	時間	1,474	時間	1,916	時間
	46	人	55	人	66	人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「時間」は延べ利用時間数。

< 見込み量の確保に向けて >

地域移行の促進や新たに制度の対象となった難病患者の利用増加に伴い、サービス利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援などを利用し、一般就労へ移行した障がいのある人が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。(平成30年4月1日新設予定)

< 見込み量 >

種類	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	人日分	人	人日分	人	人日分	人
生活介護	1,200	人日分	1,224	人日分	1,248	人日分
	61	人	62	人	63	人
自立訓練(機能訓練)	4	人日分	4	人日分	4	人日分
	1	人	1	人	1	人
自立訓練(生活訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人
就労移行支援	79	人日分	96	人日分	116	人日分
	5	人	6	人	7	人
就労継続支援(A型)	86	人日分	95	人日分	105	人日分
	4	人	4	人	4	人
就労継続支援(B型)	1,091	人日分	1,287	人日分	1,519	人日分
	61	人	67	人	74	人
就労定着支援	0	人	0	人	0	人
療養介護	3	人	3	人	3	人
短期入所(福祉型)	103	人日分	114	人日分	127	人日分
	10	人	11	人	12	人
短期入所(医療型)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「人日分」は延べ利用日数。

< 見込み量の確保に向けて >

【生活介護】

事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

【就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援】

町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。障がいのある人の就労先を確保するためには、公的機関・民間企業・福祉施設がそれぞれの役割に基づき協働していく必要があります。関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討していきます。

【療養介護】

療養介護については、相談支援事業にて対応し必要に応じて指定事業所との利用調整を図ります。

【短期入所（ショートステイ）】

既存施設などと協議して、ショートステイの充実を働きかけます。

（3）居住系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がいのある方が、居宅における生活を営むために、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の相談などにより、必要な情報の提供や助言を行います。（平成30年4月1日新設予定）
共同生活介護 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

< 見込み量 >

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人数	人	人数	人	人数	人
自立生活援助	0	人	0	人	0	人
共同生活援助	17	人	18	人	19	人
施設入所支援	35	人	36	人	37	人

< 見込み量の確保に向けて >

ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等にもない、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

(4) 相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活の準備を支援します。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安定した地域生活のための相談支援を行います。

< 見込み量 >

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
計画相談支援	29	人	34	人	39	人
地域移行支援	0	人	0	人	0	人
地域定着支援	5	人	5	人	5	人

< 見込み量の確保に向けて >

計画相談支援を実施できる「特定相談事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し 14 事業所を指定（当町区域 4 事業所含む）しています。事業が円滑に進むよう連携を深めます。「地域移行支援」「地域定着支援」についても、県の指定する「指定一般相談支援事業者」と連携を深めます。

支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう、自立支援協議会相談支援部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化していきます。

(5) 障がい児通所支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に放課後や休日、長期休暇中において療育支援を行います。
保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における発達支援を行います。

< 見込み量 >

種類	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人日分	人	人日分	人	人日分	人
児童発達支援	212	人日分	242	人日分	276	人日分
	29	人	32	人	35	人
放課後等デイサービス	664	人日分	757	人日分	863	人日分
	75	人	83	人	91	人
保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人
医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人
居宅訪問型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人

< 見込み量の確保に向けて >

「みどり学園」において児童発達支援を行っています。障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、利用者が増加しており、町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市町のサービス提供事業所とも連携を図っていきます。

(6) 障がい児相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定時の障がい児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。

< 見込み量 >

種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい児相談支援	20 人	22 人	24 人

< 見込み量の確保に向けて >

障がい児相談支援を実施できる「障がい児相談支援事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し 14 事業所（当町区域 4 事業所含む）を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう自立支援協議会の相談支援部会、障がい児検討部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化していきます。

2 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 地域生活支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベントの開催など、各種研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う取り組みを支援します。
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	<p><基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>
日中一時支援事業 (任意事業)	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がい者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。

< 見込み量 >

サービス種別	単位	目標値		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人数	1	1	1
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	251	276	304
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1
日常生活用具給付等事業(年間件数)				
介護・訓練支援用具	給付件数	3	3	3
自立生活支援用具	給付件数	7	7	7
在宅療養等支援用具	給付件数	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	給付件数	10	10	10
排泄管理支援用具	給付件数	521	531	542
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業(終了者数)	人数	13	15	17
移動支援事業	人数	10	11	13
	時間数	728	823	930
地域活動支援センター	箇所	0	0	0
【その他事業】				
日中一時支援事業	人数			

※数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数。

< 見込み量の確保に向けて >

① 相談支援事業

平成 24 年度から、精神障がいに関する保健福祉関連の窓口を本庁業務に移管し、3障がい全てを本庁対応で実施しています。また、富士見市との共同で行ってきた相談支援事業を町単独での委託とし、相談対応人数を増やしてさらに体制を整えました。一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援体制を強化していきます。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に応じていきます。

③ 意思疎通支援事業

要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。また、手話通訳者派遣については、富士見市社会福祉協議会に委託し実施します。

町で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員養成講習会、要約筆記奉仕員養成講習会を実施します。

④ 日常生活用具給付等事業

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、障がいの特性に応じた日常生活用具を給付します。

⑤ 移動支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

⑥ 地域活動支援センター

基礎的事業及び機能強化事業については、2市1町（富士見市、ふじみ野市、三芳町）の広域で「かしの木ケアセンター」が行う同事業に対し補助していましたが、利用対象者の障がい状況より、平成 28 年 10 月から障害者総合支援の生活介護へ移行しました。

⑦ 日中一時支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

3 平成 32 年度の目標値

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、国・県の考え方にに基づき、計画期間最終年度の平成 32 年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】
平成 28 年度 (A)	平成 32 年度 (B)	削減見込(A-B)	地域生活移行者数
38 人		設定しない	7 人

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■ 平成 28 年度末時点での施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減することを基本とする。</p>	<p>地域移行者数は国と同様 9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 《設定しない理由》 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p>

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域生活への移行を推し進めていくため、地域自立支援協議会やその専門部会なども活用し、平成 32 年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■ 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。</p>	<p>国基本指針のとおり</p>

(3) 地域生活支援拠点等の整備

自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所等による緊急時の受入体制等の確保、専門的な相談ニーズに対する支援など、地域での生活を支援する支援拠点等について、自立支援協議会やその専門部会などにおいて検討していきます。

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■ 地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制)について、平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。</p>	国基本指針のとおり

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目		数値
①一般就労移行者数	【実績】平成 28 年度	0 人
	【目標値】平成 32 年度	5 人
②就労移行支援事業利用者	【実績】平成 28 年度	7 人
	【目標値】平成 32 年度	12 人
③就労移行率が3割以上の事業所割合	【目標値】平成 32 年度	50%
④就労定着支援事業開始 1 年後の職場定着率	【目標値】平成 32 年度末	80%

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>■ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。</p> <p>■ 就労移行支援事業の利用者については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指すものとする。</p> <p>■ 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。</p> <p>■ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。</p>	国基本指針のとおり

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置数	1箇所	平成32年度末の児童発達支援センター機能を有する施設数
保育所等訪問支援体制	有	平成32年度末の保育所等訪問支援の実施体制
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	各1箇所	平成32年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所	平成30年度末の、安心して暮らせる療育環境を構築するための関係機関による協議の場(平成30年度)

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ■ 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ■ 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ■ 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 	国基本指針のとおり

4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する利用者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

「障害者総合支援法」の施行など、サービス提供の基盤となる法律の改正が相次いでいます。サービスの対象となる人やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページや声の広報なども活用し、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

グループホームを含め、各種の施設等の整備においては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設等の整備に関しては、近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業により、必要な量の確保に努めます。

（４）サービスが利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第 6 章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進のために

(1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障がい者支援施設、学識経験者、町民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三芳町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

■ 三芳町地域自立支援協議会の活動 ■

「障害者総合支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

町においては、平成20年5月から設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築、個別の困難事例への対応の在り方、町内の資源の開発・改善、当事者参画など、地域におけるさまざまな課題について検討しています。

また、必要に応じて全体会の下に専門部会を設置し、より具体的な支援ニーズへの対応を協議しています。

(3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、都市計画や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 持続可能な制度の構築

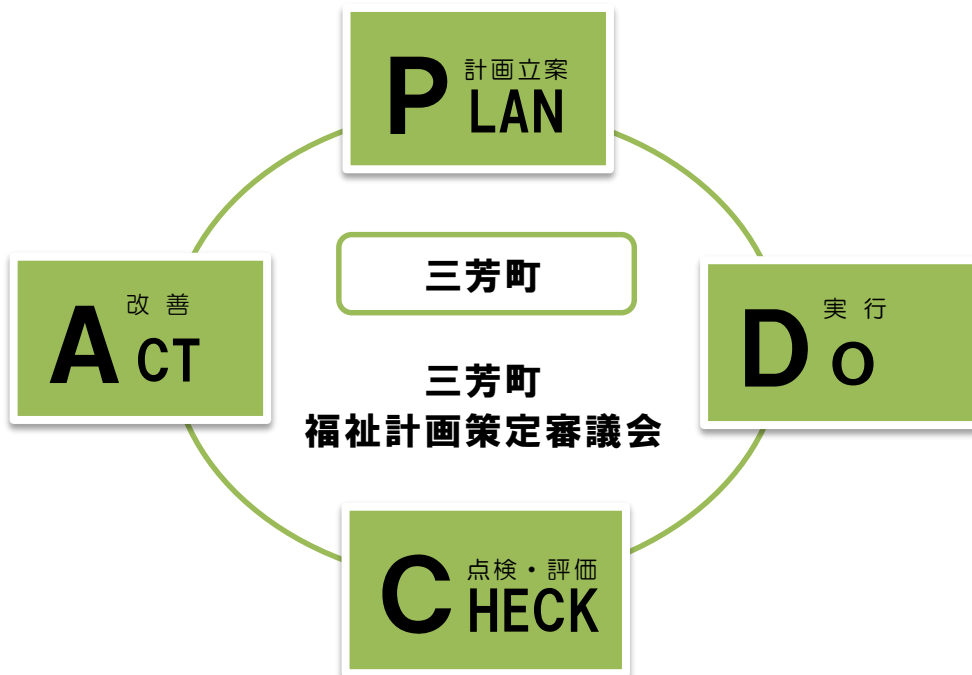
今後見込まれる、障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定的に利用してもらえるよう、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

(5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。町においては、庁内における進捗把握とともに、三芳町福祉計画策定審議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。



資料編

資料編

1 三芳町福祉計画策定審議会条例

平成3年6月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 住民代表

(3) 医師

(4) 社会福祉施設長

(5) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第11号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第14号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第35号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

氏名	条例第3条に基づく選出区分		所属
佐藤 千代美	1号委員	識見を有する者	三芳町校長会
渡邊 泰弘	1号委員	識見を有する者	三芳町民生委員・児童委員協議会
逢野 きよみ	1号委員	識見を有する者	三芳町民生委員・児童委員協議会
井手 明子	1号委員	識見を有する者	三芳町商工会
浜 初美	2号委員	住民代表	三芳町こころの健康づくりをすすめる会
平原 ひろみ	2号委員	住民代表	三芳町手をつなぐ親の会
安藤 幸男	2号委員	住民代表	三芳町身体障害者福祉会
◎ 丸山 直記	3号委員	医師	三芳医会
福應 涉	4号委員	社会福祉施設長	かしの木ケアセンター
吉田 拓道	4号委員	社会福祉施設長	入間東部みよしの里
○ 森井 寛文	4号委員	社会福祉施設長	三芳太陽の家
石森 勉	5号委員	社会福祉協議会事務局長	三芳町社会福祉協議会

(敬称略)

3 策定経過

日付	会議名等	内容
平成 29 年 8 月 23 日	第 1 回 三 芳 町 福 祉 計 画 策 定 審 議 会	(1)会議の公開について (2)三芳町福祉計画策定審議会について (3)その他
「三芳町 障がい者福祉に関する実態調査」実施 (実施期間:平成27年9月26日～10月16日)		
平成 29 年 11 月 16 日	第 2 回 三 芳 町 福 祉 計 画 策 定 審 議 会	(1)三芳町障がい者福祉計画、第5期障がい福祉計画・第1期 障がい児福祉計画の改定 ～町の取り組み状況と今後の検討 課題について～ (2)三芳町福祉計画策定審議会の今後の予定について (3)その他
平成 29 年 12 月 20 日	第 3 回 三 芳 町 福 祉 計 画 策 定 審 議 会	(1)アンケート結果の概要説明 (2)サービス見込み量と目標値報告 (3)計画の理念と計画体系 (3)その他
団体ヒアリング実施 (実施期間:平成30年1月19日、1月22日、1月23日、1月29日)		
平成 30 年 1 月 26 日	第 4 回 三 芳 町 福 祉 計 画 策 定 審 議 会	(1)計画(案)に対する検討 (2)その他今後について
パブリックコメント実施 (実施期間:平成30年2月2日～3月3日)		

三芳町障がい者福祉計画
第5期三芳町障がい福祉計画
第1期三芳町障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

平成30年 月

三芳町

発行：埼玉県入間郡三芳町

編集：三芳町福祉課

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

電話 049(258)0019(代表)